

履修の手引

令和 7 年度

2025



人とともに 地域とともに

島根大学

SHIMANE UNIVERSITY

総合理工学部

学生番号：

氏名：

授 業 時 間

(松江・出雲キャンパス共通)

1・2時限	8：30 ～ 10：10
3・4時限	10：25 ～ 12：05
5・6時限	13：00 ～ 14：40
7・8時限	14：55 ～ 16：35
9・10時限	16：50 ～ 18：30

入 学 定 員

学 科	入学定員	第3年次 編入学定員
総 合 理 工 学 科	370	12

目 次

はじめに	1
単位の修得方法	1 5
卒業要件単位（島根大学総合理工学部規則別表）	1 8
全学基礎教育科目履修表（島根大学総合理工学部履修細則別表 1）	1 9
理工共通基礎科目履修表（同別表 2）	2 0
理工社会実装教育科目履修表（同別表 3）	2 1
専門人材教育科目履修表（同別表 4）	2 2
日本語科目及び日本事情に関する科目履修表（同別表 6）	2 8
教育職員免許状取得のための単位の修得方法	2 9
教育職員免許状取得のための履修方法（同別表 5）	3 2
総合理工学部教育実習取扱規則	4 1
学芸員の資格を取得するための単位の修得方法	4 5
学芸員の資格を取得するための履修方法（同別表 7）	4 5
各種資格について	4 7
総合理工学部関係規則等	
(1) 総合理工学部規則	5 1
(2) 総合理工学部履修細則	5 7
(3) 総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項	6 4
(4) 「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に 関する申合せ	6 6
(5) 総合理工学部 3 年次編入学者に対する在学年限についての確認事項	6 8
(6) 総合理工学部における 3 年次編入学者の入学前の既修得単位認定に 係る申合せ	6 9
(7) 総合理工学部における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項	7 4
(8) 総合理工学部学生の博士前期課程授業科目の履修に関する要項	7 6
(9) 総合理工学部における学際的卒業研究に関する取扱要項	7 8
〔地域人材育成コース関係〕	
(10) 総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項	8 0

〔学部・博士前期課程一貫教育プログラム関係〕	
(11) 総合理工学部における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項	8 4
(12) 大学院自然科学研究科における学部・博士前期一貫プログラムに関する 取扱要項	8 9
〔島大クロス教育関係〕	
(13) 総合理工学部におけるクロス教育に関する取扱要項	9 0
〔委員会規則〕	
(14) 総合理工学部教育・学生委員会規程	1 0 1
松江キャンパス建物配置図	1 0 3
標準履修モデル	1 0 5
【先端ものづくり分野】	
・電子物理工学人材養成履修モデル	1 0 8
・半導体応用システム人材養成履修モデル	1 0 9
・機械電気人材養成履修モデル	1 1 0
・機能創成化学人材養成履修モデル	1 1 1
【数理データサイエンス・IT・デジタル分野】	
・数理データサイエンス人材養成履修モデル	1 1 2
・数理機械学習データサイエンティスト人材養成履修モデル	1 1 3
・ITスペシャリスト人材養成履修モデル	1 1 4
【自然環境・住環境分野】	
・グリーンシステム科学人材養成履修モデル	1 1 5
・地球資源環境・防災科学人材養成履修モデル	1 1 6
・環境保全科学人材養成履修モデル	1 1 7
・建築デザイン人材養成履修モデル	1 1 8
・防災配慮型建築人材養成履修モデル	1 1 9
【複数分野が融合した標準履修モデル】	
(先端ものづくり分野＋数理データサイエンス・IT デジタル分野)	
・AIロボティクス人材養成履修モデル	1 2 0
(数理データサイエンス・IT・デジタル分野＋自然環境・住環境分野)	
・環境データサイエンティスト人材養成履修モデル	1 2 1

は じ め に

はじめに

令和7年、総合理工学部はこれまでの7学科体制を1学科に統合し、教育のカリキュラムを大きく変革します。

これまでの7つの学科は、物理工学、物質化学、地球科学、数理科学、知能情報デザイン学、機械・電気電子工学及び建築デザイン学です。長い歴史と伝統を持つこれらの学問領域の専門性が学部の教育を構成する重要な要素であることは、これからも変わりません。

7つの学科・学問領域が融合した新しい総合理工学科では、卒業に必要な専門科目をどのように学ぶかは、とても自由です。学生は、幅広い総合理工学の専門科目から自由に選択して学ぶことができます。それではどの科目を選択すれば良いのかわからない、そういう人のために、3つの「分野」と14の「標準履修モデル」を用意しました。「標準履修モデル」とは、こんな分野で活躍する人材を目指すには、この科目群を学んだら、ということを示す1つのガイドラインですが、卒業の要件ではありません。一人一人が、教員のアドバイスを参考にしながら、その学生ならではの履修モデルを実現することもできます。

「標準履修モデル」の中には、比較的これまでの専門分野に近いものもあれば、融合的なものもあります。また、卒業要件としては、必ずしもどれか1つの「標準履修モデル」に従う必要ありません。学びの設計は、学生の皆さんの主体性に委ねられます。

複雑化する現代の社会や産業で求められる人材は、しっかりとした専門知識を持ちながら、専門の垣根を越えて多くの人々と交流し、様々な知識を吸収し、自他ともに成長し続けることが出来る人です。そして大学という場所は、多様な学問や技術や思想・文化を持つ人々が集い、学生と教員とが分け隔てなくともに学ぶところです。総合理工学部は、このような大学の機能を存分に発揮し、これからの地域社会や世界が真に求める人材を育てることに大きく貢献できると考えています。

学びたいことを心ゆくまで学ぶ。総合理工学部の学びの主役は、今まで以上に学生の皆さん自身です。

I 本書「履修の手引」について

「履修の手引」は、皆さんが卒業までに必要な単位の修得方法及び各種資格等（教育職員免許状，学芸員等）の単位の修得方法が記載されている重要な冊子です。

卒業まで常に手元に置き，特に，各学年・学期毎に行う授業科目の登録（履修登録）の際には，この手引で必要な情報を確認してください。

II 修学に関しての一般的事項について

1. 学生の皆さんへの大学からの連絡方法について

皆さんへの大学からの連絡は「掲示」が基本です。一般的な連絡，学務関係の連絡，学生支援関係の連絡，学部からの連絡，教員からの連絡，各種案内等は，学務情報システム「CampusSquare」の掲示版，学生センターの全学掲示板，島根大学ホームページ（スマートフォン向けサイトもあります。）等で見られます。

また，学生センターや学生支援センターの窓口で知らされることもあります。（P103 キャンパスマップ参照）

各種書類の手続方法・提出期限，教室配当，休講通知，試験通知，奨学金関係のお知らせ，各種案内等を見落とすことなく必要な対応をしてください。特に，学務情報システムの掲示板はいつも見る習慣を付けてください。

なお，緊急の場合は，スマートフォン等に直接連絡することがあります。

また，学生個人に向けた重要な連絡はメールで行われることがあるので，大学公式のメールアドレスに届いたメールを欠かさず確認するようにしてください。

2. 学年暦（行事計画）について

大学における1年間の行事計画を「学年暦」といいます。学年は4月1日に始まり，翌年の3月31日に終わります。学年は，「前期」（4月1日～9月30日）と「後期」（10月1日～3月31日）の二つの学期に分けられます。

また，島根大学では前期の授業期間終了後4週間をフレックスタームとして設定し，インターンシップや海外留学など，自主的な学習を促進する期間としています。

授業日程，試験日程及び休業日等の開始日や終了日は，毎年年度当初に大学ホームページに掲載する「島根大学学年暦（松江キャンパス用）」で確認してください。

3. 授業について

本学の授業は，学年暦でも説明したように，基本的には1年間を前期と後期の2区分にして実施されるセメスター制で行っています。一部，1年間を通して行う通年の授業もあります。

前期授業・・・ 4月1日～9月30日の半年間で完結する授業

後期授業・・・ 10月1日～3月31日の半年間で完結する授業

通年授業・・・ 4月1日～3月31日の1年間で完結する授業

授業科目が前期，後期又は通年のいずれの区分に該当する授業であるかについては，大学ホームページに掲載する「授業科目一覧・授業時間表」に記載されています。

4. 授業の方法と単位について

授業は、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」及び「実技」に分かれています。

各授業科目には単位数が定められていますが、この単位計算は、1単位の授業科目を授業時間以外の学習時間を含め、45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準としています。授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算します。

5. 授業計画書（シラバス）について

授業は上記の5種類に大別されますが、それぞれの授業科目はシラバスにより説明されています。

シラバスはWeb上に掲載されていますので、パソコン等で検索して確認することになります。

シラバスには、授業科目（題目）名、授業の目的、達成目標（達成度）、授業の内容、授業の進め方、テキスト及び成績評価の方法等が記載されていますので、毎学期の履修登録の際に活用してください。

6. 単位の修得について

総合理工学部を卒業するためには、4年以上在籍し、124単位以上を修得しなければなりません。その詳細はP15以降に記載されています。

全学基礎教育科目・・・32単位

【うち島大STEAM科目群4単位、ユニバーサル科目群12単位】

理工共通基礎科目・・・16単位

理工社会実装教育科目・・・16単位

専門人材教育科目・・・50単位

自由選択・・・10単位

7. 履修手続について

(1)履修登録

授業科目を履修し、単位を修得するためには、各学期の指定された期間に履修科目を登録しなければなりません。これを怠ると、たとえ授業に出席して試験を受けても単位を修得することはできません。

履修登録は、原則パソコンを用いてWeb入力により行います。履修する科目を十分検討してから、自身のパソコン等を用いて登録してください。

履修科目の決め方は概ね次の通りですが、この手引や授業科目一覧をよく読み、不明な点は指導教員と十分相談してください。また、学生センターでも履修の相談を行っていますので、気軽に立ち寄ってください。

①前期・後期分を通して履修計画を立てます。

②履修関係の掲示に注意し、特に、授業科目一覧の曜日・時限等の変更をメモして

おきます。

- ③必修の英語，健康・スポーツまたは芸術文化Ⅰ，情報科学等を指定された曜日・時限へ登録します。（教育職員免許状取得希望者は健康・スポーツを履修すること。）
- ④初修外国語を選択し，指定の曜日・時限へ登録します。
- ⑤専門教育科目の履修表のうち，1年次に指定された科目で，必修の科目を優先してその曜日・時限へ登録します。次に複数の科目から選択履修できる科目を選び，その曜日・時限へ登録します。
- ⑥全学基礎教育科目から選択し，その曜日・時限へ登録します。

また，1年前期の履修登録時には，住所，電話番号，メールアドレス，保護者等情報などを届け出る必要があります。緊急時の連絡等に必要ですので，忘れずにWeb入力により届け出てください。なお，その後届け出た内容に変更が生じた場合にも，Web入力により各自で修正してください。

(2)「特別履修許可カード」の提出

授業科目の中には履修資格等が限定されている科目があり，原則その指定通りに履修することになりますが，授業の中には，「特別履修許可カード」に授業担当教員の承認を得たうえで，学生センターへ提出することにより履修できるものもあります。

ただし，履修資格の年次指定については「特別履修許可カード」が適用されませんので，指定年次までは履修できないことになります。

なお，年次指定については，その年次以上という意味ですので，指定年次以上の人はそのまま履修することができます。

(3)履修登録の変更

履修登録期間が終了した後は，原則変更は認めませんが，やむを得ず履修科目の変更をする必要が生じた場合は，学生センターへ申し出てください。

8．定期試験について

定期試験は，通常各学期末に実施します。（試験期間は，毎年配布する学年暦に記載されている外，別途掲示等でも通知します。）

なお，授業担当教員によっては，学期の中途でも試験が実施される場合があります。

(1)定期試験の方法

①通常の授業時間割による試験

通常の授業時間割で1週間実施します。

②レポートの提出

授業によっては，試験に代えてレポートを課すこともあります。この場合，レ

ポートは授業担当教員の指示に従って提出してください。

(2) 受験の際の注意事項

学生関係規則集に「定期試験受験のための注意事項」が記載されていますので、よく読んでおいてください。

なお、次の事項には特に注意してください。

①履修登録した者以外は原則受験できませんので、履修登録の確認は期間内に確実に行っておいてください。

②受験の際は学生証を必ず携帯し、試験監督者が顔写真を確認できるように、原則として机上通路側に置かなければなりません。

なお、学生証を紛失又は忘れた場合は、事前に当日限り有効の仮学生証の発行を受けることもできます。

③受験の際は試験監督者の指示に従わなければなりません。

④カンニング、受験者の代替等不正行為は絶対にしてはいけません。なお、不正行為があった場合は島根大学学生懲戒規則により懲戒し、さらに、その学期のすべての単位が無効となります。

(3) 追試験

病気やケガ、天災等の非常災害、近親者の死亡、卒業年次の就職試験等の理由により定期試験を受けることができなかった場合は、本人の願い出により追試験を行う場合がありますので、学生センターに相談してください。

なお、詳細は、学生関係規則集に「追試験に関する取扱要項」が記載されていますので、よく読んでおいてください。

9. 成績の通知及び登録について

(1)成績の評価は、試験等の成績に平常成績及び出席状況等を考慮し、100点満点法により、「秀」(100～90点)、「優」(89～80点)、「良」(79～70点)、「可」(69～60点)及び「不可」(59点以下)となります。

「秀」、「優」、「良」及び「可」が合格で、「不可」は不合格です。

また、「未修」は、履修登録を行ったが授業に出席せず試験の受験資格がない場合、若しくは授業に出席したが試験を受けなかった場合です。

その他、「認定」(外国語能力試験の単位認定、インターンシップの単位認定、3年次編入学者に対する単位認定等)及び「無効」(試験時の不正行為等により、懲戒処分となった場合)があります。

なお、詳細は、「成績の評価に関する取扱要項」に定まっています。

(2)成績は学務情報システムにより、次学期の履修手続期間前に通知します。「成績の通知日」は、毎年配布する学年暦に記載されているほか、掲示によってお知らせします。

(3)各自の責任において成績を管理し、卒業に必要な単位を確実に修得するようにしてください。

Ⅲ カリキュラム編成の概要と特徴について

本学では、学生の学びに直結するカリキュラムごとに教育の質保証・向上を図り、学生のみなさん主体の教育活動を一層促進することを目的に、学士課程教育を構築・実施しています。学士課程教育とは、大学卒業者に授与される学士号にふさわしい能力・資質を定め、体系的に構築されたカリキュラムを通じてそれを獲得していく課程のことを意味しています。

本学部の学士課程教育は、全学基礎教育と専門教育によって構成されています。

全学基礎教育とは、専門分野の枠を超えて島根大学の学生に共通に求められる基礎的な力や幅広い知識を育成するための教育のことです。全学基礎教育は島大STEAM科目群、ユニバーサル科目群、地域創生科目群及と教養育成科目群によって構成されています。また、これら科目群に属する授業の履修を通じて、全ての学生が身に付けて欲しい能力・資質の目標を定めています。

もう一方の専門教育とは、学士課程ごとの教育目標に応じて構築された教育のことです。本学部では理工共通基礎科目、理工社会実装教育科目、専門人材教育科目があります。全学基礎教育で培った能力・資質を発展させるとともに、高い専門性を身に付けることを目指しています。

全学基礎教育と専門教育を通じて、島根大学の使命をまとめた大学憲章が掲げる「豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成」を目指しています。

1. 全学基礎教育科目

全ての学士課程教育の基礎となる能力を育成することを目的とし、必修または選択必修の科目として開講され、「島大STEAM科目群」、「ユニバーサル科目群」「地域創生科目群」または「教養育成科目群」に区分されます。

(1) 島大STEAM科目群

現代社会の課題を思考し、将来に向けた創造的な解決策を導き出す方法の習得を目指す科目群です。具体的には、数理・データサイエンスの知識・技能や、情報を読み解く批判的思考力、創造的解を導くデザイン力、新たな価値の創造に挑戦するアントレプレナーシップの涵養を目標とした科目を開講しています。必修科目として、「数理・データサイエンスへの誘い」と「情報科学」があります。

(2) ユニバーサル科目群

国際社会で主体的に活動するための高度な外国語運用能力や、地球規模の問題を捉えるための視野、多様性を尊重し国際社会や異文化を理解して他者と対話できる能力を涵養することを目標とした科目を開講しています。必修科目として「英語（Ⅰ、Ⅱ等）」「初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語）」「SDGs入門」があります。

(3) 地域創生科目群

山陰地方の自然環境・人間社会への理解を深め、その課題発見・問題解決能力を向上させること、問題解決にあたって他者と協働するためのコミュニケーション力を涵

養することを目標とした科目を開設しています。

(4) 教養育成科目群

自然・人間社会と多様な学問分野との関わりに対する理解を獲得すること，自己の身体・精神を生涯にわたって向上させる意志を育むこと，市民社会の主権者として基礎的素養を身につけることを目標とした授業科目を開設しています。

2. 理工共通基礎科目

総合理工学を学ぶための基礎的な知識を身につけ，総合理工学の幅広い専門分野に対する興味と学修意欲を涵養するための科目です。

理工共通基礎科目では，総合理工学を学ぶ基礎学力を身につけること，及び理工学分野の外国語能力を身につけ，グローバルに活躍できる人材を養成することを目的とした必修科目，幅広い基礎理数学について学ぶための選択必修科目を開設しています。また，総合理工学の幅広い専門分野に対する興味と学修意欲を涵養するための「セミナー」科目も必修科目として開設しています。

3. 理工社会実装教育科目

現代社会の課題を発見・探求し，修得した知識を活かして新しい視点や発想で解決に当たることができる能力を涵養するため，社会実装セミナーⅠ～Ⅳを開設しています。

社会実装セミナーⅠ～Ⅳには，大学の研究の社会実装について考える力を育むための科目，理工系学生に必要な知財戦略や経営論などの文理融合科目，新たな事業の創造やリスクの理解と挑戦の姿勢などを企業経営者などと協働した授業やインターンシップから学ぶ科目及び学んだ知識を駆使して既存の専門分野の枠組みを超えた先端的な領域に挑戦し続け，新たな価値の創造に向かうことが出来る能力を涵養するための科目などがあります。

4. 専門人材教育科目

主体的・意欲的に自らの学びを選択し，特定の分野に対する高度な専門知識を持ちながら，幅広い専門分野における素養を兼ね備えるための科目です。

目指す人材像に応じて科目を選択し，主体的に自らの学びを設計することが可能です。

なお，目指す人材像を具体化し，それを実現するためのガイドラインとして14種類の「標準履修モデル」を設定しています。これは、体系的な単位修得を可能とするための履修科目選択のガイドラインとして設定するものであり，「標準履修モデル」どおりに履修しなくても，卒業することは可能です。

5. 履修の流れ

授業科目の一般的な履修状況を図にすると、次のようになります。

科目区分等	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
全学基礎教育科目群 （理工共通基礎科目）	履修	履修	履修	履修
専門教育 （理工社会実装教育科目）	履修	履修	履修	履修
専門教育 （専門人材教育科目）		履修	履修	履修
自由選択	履修	履修	履修	履修

IV 「理工研究者養成特別コース」について

1. 「理工研究者養成特別コース」の概要

総合理工学部では、平成 23 年度に学部共通の教育コースとして、「理工特別コース」を新設しました。このコースは、将来の科学技術の発展をリードする有能な研究者・技術者、及びそのような人材を育成する有能な教育者を育てることを目的としています。この取組は、文部科学省からの平成 22～25 年度委託事業として進めてきましたが、平成 26 年度からは総合理工学部の「理工大好き学生応援プロジェクト」として推進しており、令和 7 年度からはコースの名称を「理工研究者養成特別コース」と変更しました。

本コースでは、理工系分野に強い興味・意欲、能力を持ち、大学院に進学し、研究者・技術者・教育者を目指す学生（1 学年 20 名程度、1 年必修科目の全ての修得かつ 1 年学年末までの GPS の上位 50% の学生）を対象として教育を行います。コース履修生の選考は、2 年後期開始時から 3 年生前期開始時までに行います。なお、「学部・博士前期一貫プログラム」の学生は本コースに申請できません。

このコースの教育の特徴は次のとおりです。

- ① 2 年後期～3 年前期のプロジェクトセミナー、及び 3 年次の特別研究により、「研究に重点を置いた学習」を進めることができます。
- ② 本コースが独自に開講している英語科目の履修により、国際的視野と学術論文読解能力を修得することができます。
- ③ 学習・研究のための環境が本コース履修生に対して特別に整備されています。

2. 「理工研究者養成特別コース」における専門教育科目

本コースが開講する専門教育科目は以下のとおりです。

(コース修了のための必修科目)

「プロジェクトセミナーⅠ」(～3 年前期, 2 単位)

「特別研究Ⅰ, Ⅱ」(3 年前期, 3 年後期, 各 2 単位)

「理工専門英語セミナーⅠ, Ⅱ」(3 年前期～3 年後期, 各 2 単位)

(選択科目)

「プロジェクトセミナーⅡ, Ⅲ」(2 年後期～3 年前期, 各 2 単位)

2 年後期から 3 年前期にわたって開講される「プロジェクトセミナーⅠ, Ⅱ, Ⅲ*」では, 「問題発見型課題研究」を行うと共にプレゼンテーション能力を高め, 3 年次に向けた準備を行います。理工研究者養成特別コースへ所属して最初に受講する「プロジェクトセミナーⅠ」では, 研究活動を行うにあたって必要な研究倫理, 過去の研究論文の調べ方や論文の章構成の把握, プレゼンテーション技術の基礎などを修得します。「プロジェクトセミナーⅡ, Ⅲ」では課題研究を行います。先端的な研究内容に関連する基礎的な研究課題を, 担当教員から指導を受けながら, 調査・研究を進めます。研究を通して, 基礎的な概念の理解が重要であることを学び, 併せて, 先端研究への関心や意欲を育みます。

また, 国際的に通用する英語力の修得のため, 全学共通の外国語 10 単位の他に, 理工研究者養成特別コースが開講する「理工専門英語セミナーⅠ, Ⅱ」を 3 年次に履修します。

3 年次には「特別研究Ⅰ, Ⅱ*」を履修します。研究の進捗状況によっては, 国内外を問わず, 学会等への参加・発表を実施する事が可能です。平成 24 年度から令和 6 年度までの 13 年間で, 本コースに所属する学部生による学外研究発表件数は計 63 件 (内, 国内 49 件, 国外 14 件) です。

4 年次には, 「特別研究Ⅰ, Ⅱ」での研究を発展させる形で指導教員の指導のもと, 「社会実装セミナーⅣ (卒業研究)」 「社会実装セミナーⅣ (課題探求型長期インターンシップ)」 又は 「社会実装セミナーⅣ (海外留学)」 を履修します。「理工研究者養成特別コース」を修了する学生には, 卒業時に「理工研究者養成特別コース」の修了証が授与されます。

* 「プロジェクトセミナーⅠ, Ⅱ, Ⅲ」と「特別研究Ⅰ, Ⅱ」の内, 同学期で履修できるのは最大 2 科目です。

* 「プロジェクトセミナーⅢ」と「特別研究Ⅰ」は, 3 年前期に重複して履修することが可能ですが, それぞれ, 報告書の提出が必要です。

例) 「プロジェクトセミナーⅢ」: 既往研究レビュー結果

「特別研究Ⅰ」: 研究進捗状況

V ベースストーン (BS) 科目およびキャップストーン (CS) 科目について

島根大学は, 地域に根ざした大学として, 地域創生の中核として活躍できる資質や様々な課題を解決する能力を向上させるため, 体系的な地域志向教育を推進しています。なかでもベースストーン (BS) 科目及びキャップストーン (CS) 科目は, 地域基盤

型教育の枠組みおよび地域課題解決型教育の枠組みに属する科目であり、どちらも、地域志向教育にとって重要な科目群です。

平成30年度から、地域志向科目を入学生全員が受講するよう、BS、CS科目の履修を推奨することになりました。科目の趣旨及び一覧は大学ホームページの修学インフォメーションに掲載しています（変更の場合は、その旨を通知します）。いずれかの科目を少なくとも一科目以上、卒業までに受講してください。なお、一覧科目に変更の可能性もありますので、科目の履修登録の際は、必ず、ホームページで確認してください。

また、地域人材育成コースの学生（地域志向入試入学生）は、「総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」に従い、所属する教育コースに定めるBS科目及びCS科目を履修する必要があります。

BS科目 CS科目は、島根大学ホームページ＞学部・大学院＞修学インフォメーション＞各種教育プログラムから確認してください。

VI 地域志向型初年次教育科目の履修について

島根大学では、正課の授業科目や正課外の教育・学習からなる地域志向教育を全学部で実施しています。地域志向教育・学習のスタートは、地域志向型初年次教育科目の受講から始まります。初年次教育科目を履修し、地域社会との関わりを通じて社会の現状・課題を理解する力を養います。学年の進行にともない、専門教育や全学基礎教育でのより発展的な学習を深めていく出発点となり、基礎となる授業科目です。

VII 地域人材育成コースについて（総合型選抜Ⅰ（へるん入試）へるん特定型地域志向入試を経て入学した学生が対象）

1. 「地域人材育成コース」の概要

島根大学では、地域協創型の人材育成理念に基づき、地域人材育成コースを設置しています。このコースでは、自らの専門性を活かしながら多様な人材と協働して課題解決に取り組むことができ、卒業後に山陰地域で活躍する人材の育成を狙いとした学部横断的な教育プログラムを実施しています。各学部の「地域志向入試」を経て入学した学生は、地域人材育成コース生として、他学部を含む学生同士で協働して地域課題の解決に向けた活動を行うことが求められます。

総合理工学部では、総合型選抜Ⅰ（へるん入試）へるん特定型地域志向入試を経て入学した学生が対象となります。地域人材育成コース生として地域社会の課題を理解し、専門性の異なる他学部の学生と協働して課題解決に取り組むことで、視野を広げ、将来、山陰地域の社会が抱える諸課題の解決に貢献できる実践力を合わせ持つ教育人材に成長することを目的としています。

2. 履修資格及び履修方法

- ・履修資格

総合型選抜Ⅰ（へるん入試）へるん特定型地域志向入試を経て入学した学生

- ・履修方法

「総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」別紙に定める授業科目を履修すること

3. 地域人材育成コースの教育プログラム内容

- ・ベースストーン（BS）科目

地域の基礎的な現状と課題について学修する科目（1～2年生向け）

- ・キャップストーン（CS）科目

身に付けた知識と経験を地域課題の解決に資する能力の修得につなげる科目（2～3年生向け）

- ・地域貢献インターンシップ

就業体験を通して地域の課題解決に挑戦し、地域の未来を自ら提案、実践していくための力を養う授業科目（2～3年生向け）

4. 「キャリアデザインプログラム」の履修

CDPは、クロス教育テーマ別プログラムとして開設する「CDPベーシック」と特別教育として開設する「CDPマスター」で構成するプログラムです。地域人材育成コース生向けに実施されるセミナー等で詳細を確認し、履修することを推奨します。

【参考 URL】

- ・CDPベーシック（クロス教育サイト）

https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/edu_programs/crosseducation/index.html

- ・CDPマスター <https://career.shimane-u.ac.jp/gakusei/cdp.html>

CDPマスター



5. 地域人材育成コース「コース生プロジェクト」

地域人材育成コースは、授業科目だけではなく、地域の企業や自治体等と連携したプロジェクト活動を行っています。詳細は地域人材育成コースのWEBページを参照ください。

【参考 URL】 <https://www.reg-collab.shimane-u.ac.jp/CRE/index.html>



6. 修了要件（下記の①、②をいずれも満たすこと）

①定められた卒業要件を満たすこと

②「総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」別紙に定める単位を修得すること

※修了要件を満たした学生には卒業時に修了認定証書が授与されます

7. 地域人材育成コース担当教員

地域人材育成コースには地域未来協創本部の専任教員に加えて、各学部の兼任教員が携わっています。コース生プロジェクトや履修に関することなど、不明な点があれば担当教員に相談してください。

Ⅷ 島大クロス教育について

島根大学では、全員が同じカリキュラムで同じ授業科目を学ぶのではなく、自分の興味関心、自分の目標や取り組みたいことに応じて、柔軟に学ぶ内容を変化できるように教育課程を変化させました。また、身につけたい資質・能力に応じて、精選された複数の授業科目を組み合わせた教育プログラムを多数設計しました。所属する学部や学科の高度な専門性の獲得を目指すカリキュラムで学びながら、同時に他のテーマや分野にも挑戦できるようになっています。

島根大学では、専門分野での学修に加えて、卒業までに「島大クロス教育」から1プログラム以上学修することを推奨しています。

「島大クロス教育」は以下の(1)から(5)の5つのプログラム・カテゴリーから構成されています。カテゴリーごとにテーマや学問分野の異なる複数の教育プログラムを開設し、プログラムごとに修了に必要な単位数が定められています。

(1) テーマ別プログラム (10 単位)

特定の学問分野にかかわらず、現代社会の諸課題に関連したテーマを深く学ぶ教育プログラムを開設しています。各教育プログラムでは、テーマに関する知識や視野の獲得、実践性の向上を図り、自身の専門性を活かす方法を身につけることができます。

(2) 他学部学問基礎プログラム (10 単位)

自身が所属する学部とは異なる他学部の学問分野の基礎的な知識の習得や、各学問分野と社会とのかかわり、当該分野固有のものの見方・考え方等を学修します。所属する教育課程での学びと対比しながら、両者の視点を獲得することができます。

(3) 同学部異領域専門プログラム (10 単位)

自身が所属する学科以外の専門性の高い授業科目からなる教育プログラムを履修することができます。自分が主として学ぶ分野に加えて、複数の専門の方法や視点を活かした研究を遂行できるようになります。

(4) アドバンストプログラム (20 単位)

自らの将来を展望し、大学での学修を自律的に設計しながら、テーマや方法を組み合わせることで学びを発展させ、自己の成長の幅を拡げることがを目的とします。(1)～(3)のうち2つのプログラムを履修するか、または、いずれか1つのプログラムに加えて10単位の学びを主体的に設計して履修します。

(5) トランスボーダープログラム (30 単位)

(4) に加えて、地域課題探究力、コーディネーション力、グローバル展開力などトランスボーダーな探究力を身に付けるプロジェクト型の教育プログラム (10 単位) を履修します。学生の自主企画プロジェクトをベースとして、学びを深化させるプログラムとなるよう、プロジェクトの企画から試行、実践までをプロセスとして学修していきます。

【参考 URL】

https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/edu_programs/crosseducation/



単 位 の 修 得 方 法

単位の修得方法

単位の修得については総合理工学部規則及び履修細則に規定されていて、これらの規則に従って科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

以下に具体的な修得方法を示します。

I 卒業要件単位（総合理工学部規則別表関係）

卒業するために必要な科目区分別の必要単位数は、P 18 の表のとおりです。区分毎に必要な単位を修得し、合計 124 単位を修得しなければなりません。備考欄にも注意して単位を修得してください。

II 全学基礎教育科目の履修方法（総合理工学部履修細則別表 1 関係）

全学基礎教育科目の履修方法については、P 19 の表を参照してください。

1. 数理・データサイエンスの修得方法

「数理・データサイエンスへの誘い」2 単位を修得しなければなりません。

2. 情報科学の修得方法

「情報科学」2 単位を修得しなければなりません。「情報科学」には英数字が付してあり、学科により異なる英数字を付して、履修すべき科目を定めています。

3. SDGs 入門の修得方法

「SDGs 入門」2 単位を修得しなければなりません。

4. 外国語の修得方法

英語 6 単位は必修で、「英語 I A・I B・II A・II B・III（総合セミナー）」の単位を全て修得しなければなりません。

英語以外の 4 科目（「初修外国語」といいます。「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国・朝鮮語」）については、いずれか 1 科目を選択し、I を 2 単位、II（総合セミナー）を 2 単位の合計 4 単位を修得しなければなりません。

5. 教養育成科目群（「健康スポーツ」「芸術文化 I」）の修得方法

「健康スポーツ」または「芸術文化 I」の 2 単位を修得します。ただし、教育職員免許状取得希望者は「健康スポーツ」を履修してください。

6. 全学基礎教育科目（人文社会科学分野・自然科学分野・学際分野）の修得方法

全学基礎教育科目には人文社会科学分野・自然科学分野・学際分野の 3 つの分野区分があります。人文社会科学分野、自然科学分野のそれぞれの区分から 4 単位の合計 8 単位を修得しなければなりません。

具体的には、それぞれの区分の中には複数の授業科目が開講されていますので、そこから授業科目を選択し、それぞれの区分が 4 単位になるよう修得しなければなりません。

残りの 6 単位については特に指定はありませんので、人文社会科学分野、自然科学分野、学際分野から自由に履修してください。

V 理工共通基礎科目・理工社会実装教育科目・専門人材教育科目の履修方法（総合理工学部履修細則 別表 2, 3, 4 関係）

専門教育科目の履修方法については、P20 からの表を参照してください。

1. 理工共通基礎科目の修得方法

別表 2 中の各授業科目の必修単位数欄に単位数が記載されている場合は、その単位を修得しなければなりません。() 付きの単位が記載されているものについては、() を付した単位の中から 4 単位を修得しなければなりません。

2. 理工社会実装教育科目の修得方法

別表 3 中の必修欄に単位数が記載されている授業科目のことです。表中には、摘要欄に記載されている内容に従って、必要な単位数を修得しなければなりません。

3. 専門人材教育科目の修得方法

別表 4 中の必修欄に単位数が記載されている「理工グローバルコミュニケーション」の単位を修得しなければなりません。その他の科目については、選択単位数欄にまとめて単位が書かれています。この単位の修得方法は、別表 4 中にある、「理工グローバルコミュニケーション」以外の科目の中から選択し、定められた単位数を修得しなければなりません。

VI 自由選択の履修方法

自由選択の単位は、上記の全学基礎教育科目（32 単位）、理工共通基礎科目（16 単位）、理工社会実装教育科目（16 単位）及び専門人材教育科目（50 単位）に加えてさらに必要となる単位です。

なお、全学に開放する科目（全学開放科目）及び放送大学等で修得した単位を自由選択の単位として含めることができます。

VII 履修科目の登録の上限について

総合理工学部では、1 学期間（前期・後期）に履修することができる単位の上限が定められています。履修登録の上限を設定することは、履修に無理な負担をかけることなく、十分な学修効果を上げることを目的としています。詳細は、P 64 に記載されている「総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項」を参照してください。

なお、詳細については、各学期の履修登録手続きの際に公表する資料（「総合理工学部における履修科目の登録の上限について」）を参照してください。

履修科目の登録の上限は卒業するまで適用されますので、計画的な履修が必要になります。

VIII その他

別表 3 の理工社会実装教育科目の履修表には、備考が記載されています。この備考

には、3年次終了時までには修得しておかなければならない科目及び単位数等が記載されています。これは、4年次で修得する「社会実装セミナーⅣ（卒業研究）」、「社会実装セミナーⅣ（課題探求型長期インターンシップ）」又は「社会実装セミナーⅣ（海外留学）」を履修する資格を得るための要件ですので、よく読み理解しておいてください。

卒業要件単位

学 科	科 目	全学基礎教育科目									専門教育科目					自由 選 択	合 計										
		島大STEAM 科目群		ユニバーサル科目群			教養育成 科目群	島大STEAM科目群 ユニバーサル科目群 地域創生科目群 教養育成科目群			計	理工共通基礎科目	理工社会実装教育科目	専門人材教育科目													
														数理・ データサイエンス	情報科学			英 語	初修外国語	S D G s 入門	健康スポーツ又は 芸術文化Ⅰ	人文社会科学	自然科学	学 際	必修科目	選択科目	計
総合理工学科		2	2	6	4	2	2	4	4		32	16	16	2	48	50	*2 10	124									
								*1 6																			

注1 *1の6単位は、全学基礎教育科目のうち、島大STEAM科目群、ユニバーサル科目群、地域創生科目群、教養育成科目群の中から選択して履修した科目の単位とする。

注2 *2の10単位は、全学基礎教育科目、理工共通基礎科目、理工社会実装教育科目、専門人材教育科目及び総合理工学部の学生が履修することができる専門教育科目の中から選択して履修した科目の単位とする。

備 考

1. 初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国・朝鮮語の中から1科目を選択して履修しなければならない。
2. 専門教育科目のうち、学芸員の資格取得のための授業科目のうち指定する科目及び教職に関する科目の単位は、卒業の要件となる単位に算入しない。
3. *2を付した単位には放送大学で開講される科目の単位を含めることができる。
4. 全学に開放されている専門教育科目を修得した単位は自由選択の単位とする。
5. 島根県立大学との間における単位互換に関する協定により、島根県立大学で修得した単位は、自由選択の単位に含めることができる。ただし、大学教育センター長又は学部長があらかじめ承認した場合に限り、専門人材教育科目(選択科目に限る。)の単位に含めることができる。
6. 松江工業高等専門学校との間における単位互換に関する協定により、松江工業高等専門学校で修得した単位は、自由選択の単位に含めることができる。

全 学 基 礎 教 育 科 目 履 修 表

科 目 区 分			授 業 科 目	単位数	必修	選択 必修	選択	履修方法及び 履修上の注意
島大STEAM科目群			数理・データサイエンスへの誘い	2	2			
			情報科学	2	2			
ユニ バー サル 科目 群	英 語		英語Ⅰ A	1	6			選択必修科目は、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国・朝鮮語の中から1科目4単位を修得すること。
			英語Ⅰ B	1				
			英語Ⅱ A	1				
			英語Ⅱ B	1				
			英語Ⅲ（総合セミナー）	2				
	初 修 外 国 語	ドイツ語	ドイツ語Ⅰ	2		(4)		
			ドイツ語Ⅱ（総合セミナー）	2				
		フランス語	フランス語Ⅰ	2		(4)		
			フランス語Ⅱ（総合セミナー）	2				
		中 国 語	中国語Ⅰ	2		(4)		
			中国語Ⅱ（総合セミナー）	2				
		韓国・朝鮮語	韓国・朝鮮語Ⅰ	2		(4)		
			韓国・朝鮮語Ⅱ（総合セミナー）	2				
			SDG s 入門	2	2			
教養育成科目群			健康スポーツ	2		(2)		
			芸術文化Ⅰ	2				
島大STEAM科目群 ユニバーサル科目群 地域創生科目群 教養育成科目群		人文社会科学分野	人文社会科学分野から4単位、 自然科学分野から4単位				1 4	
		自然科学分野	※残りの6単位については、島大 STEAM科目群、ユニバーサル科目群、 地域創生科目群、教養育成科目群の 中から自由に履修すること。					
		学際分野						
合 計					1 2	6	1 4	

備 考

授業科目の開講時期、単位数及び履修資格については、各年度毎に公表する「授業科目一覧」を参照すること。

理工共通基礎科目履修表

授 業 科 目	単位数	必修単位数	摘 要
データサイエンスのための微積分Ⅰ	2	2	() を付した単位の中から 4 単位を修得しなければならない。
データサイエンスのための線形代数Ⅰ	2	2	
データサイエンスのための微積分Ⅱ	2	(2)	
データサイエンスのための線形代数Ⅱ	2	(2)	
基礎プログラミング	2	2	
基礎物理学	2	(2)	
基礎化学	2	(2)	
基礎地学	2	(2)	
理工学英語	2	2	
フレッシュマンセミナーⅠ	2	2	
フレッシュマンセミナーⅡ	2	2	
合 計		1 6	

備 考

授業科目の開講時期、単位数及び履修資格については、変更になる場合もあるので、必ず各年度毎に公表する「授業科目一覧」を参照すること。

理工社会実装教育科目履修表

授 業 科 目	単位数	必修	摘 要
社会実装セミナーⅠ	2	2	1. 社会実装セミナーⅡの各科目から 4単位以上修得しなければならない。
社会実装セミナーⅡ（知財戦略論）	2	4	
社会実装セミナーⅡ（経営のデータ戦略）	2		
社会実装セミナーⅡ（デザインと数学）	2		
社会実装セミナーⅡ（理工系の経済論）	2		
社会実装セミナーⅢ（アントレプレナーシップ教育）	2	2	2. 社会実装セミナーⅢの各科目から 2単位以上修得しなければならない。
社会実装セミナーⅢ（短期インターンシップ）	2		
社会実装セミナーⅣ（卒業研究）	8	8	3. 社会実装セミナーⅣの各科目から 8単位以上修得しなければならない。
社会実装セミナーⅣ（課題探求型長期インターンシップ）	8		
社会実装セミナーⅣ（海外留学）	8		
合 計		16	

備 考

- 1 授業科目の開講時期、単位数及び履修資格については、変更になる場合もあるので、必ず各年度毎に配布する「授業科目一覧」を参照すること。
- 2 「社会実装セミナーⅣ」を履修するまでに、次の単位を含む卒業要件の単位を102単位以上修得していなければならない。（卒業要件単位はp. 18を参照のこと）
 - （1）フレッシュマンセミナーⅠ 2単位
 - （2）フレッシュマンセミナーⅡ 2単位
 - （3）社会実装セミナーⅠ 2単位
- 3 「社会実装セミナーⅣ」を再履修した者に限り、前期で単位を認めることがある。

専門人材教育科目（必修科目・選択科目）履修表

科目区分		授 業 科 目	単位数	必修	選択
専門人材教育科目	分野共通科目	理工グローバルコミュニケーション	2	2	4 8
		生物学	2		
		細胞生物学	2		
		基礎分子生物学	2		
		プロジェクトセミナーⅠ ※3	2		
		プロジェクトセミナーⅡ ※3	2		
		理工専門英語セミナーⅠ ※3	2		
		理工専門英語セミナーⅡ ※3	2		
		総合理工学とSDGs	2		
		データサイエンス基礎	2		
		AI基礎	2		
		基礎化学実験	2		
		生物学実験	2		
		工業概論	2		
		職業指導概説Ⅰ	2		
		就業体験	1		
		海外就業体験	2		
		プロジェクトセミナーⅢ ※3	2		
		特別研究Ⅰ ※3	2		
		特別研究Ⅱ ※3	2		
	先端ものづくり分野	創造理工学Ⅰ	2	※1	
		創造理工学Ⅱ	2	※1	
		物質工学Ⅰ	2		
		半導体工学基礎	2		
		半導体工学Ⅰ	2		
		電子工学概論	2		
		物理学序論	2		
		力学Ⅰ	2		
		力学セミナー	2		
		基礎電磁気学	2		
		電磁気学Ⅰ	2		
		電磁気学セミナー	2		
		物理数学基礎	2		
		物理数学Ⅰ	2		
		物理数学セミナー	2		
		物理学実験ⅠA	2		
		物理学実験ⅠB	2		
		量子力学Ⅰ	2		
		量子力学セミナー	2		
		流体力学Ⅰ	2		
		材料力学Ⅰ	2		
		振動工学Ⅰ	2		
		制御工学Ⅰ	2		
		工業熱力学	2		
		機械製図	2		
		回路理論Ⅰ	2		
		計測工学	2		
		信号処理	2		
		エンジニアリング入門	2		
		工学のための力学基礎	2		
		工学のための電気数学	2		
		工学のための電磁気学	2		
		機械電気電子基礎演習	2		
		シミュレーション工学	2		
		機械電気電子工学実験Ⅰ	2		

科目区分			授 業 科 目	単位数	必修	選択
専門人材教育科目	先端ものづくり分野	基礎科目	基礎物理化学 ※2	2		
			基礎無機化学 ※2	2		
			基礎有機化学 ※2	2		
			基礎環境分析化学 ※2	2		
			化学実験Ⅰ ※2	2		
			物理化学Ⅰ ※2	2		
			錯体化学 ※2	2		
			有機化学Ⅰ ※2	2		
			環境分析化学 ※2	2		
			化学実験Ⅱ ※2	2		
			物理化学Ⅱ	2		
			無機化学Ⅰ	2		
			有機化学Ⅱ	2		
			高分子化学	2		
			化学実験Ⅲ	2		
		発展科目	物質工学Ⅱ	2		
			応用電子工学	2		
			力学Ⅱ	2		
			力学Ⅲ	2		
			電磁気学Ⅱ	2		
			電磁気学Ⅲ	2		
			物理数学Ⅱ	2		
			熱統計力学Ⅰ	2		
			回路理論Ⅱ	2		
			制御工学Ⅱ	2		
			機械電気電子工学実験Ⅱ	2		
			物質工学Ⅲ	2		
			半導体工学Ⅱ	2		
			半導体工学Ⅲ	2		
			熱統計力学Ⅱ	2		
			固体物理学Ⅰ	2		
			固体物理学Ⅱ	2		
			量子力学Ⅱ	2		
			物理学実験Ⅱ A	2		
			物理学実験Ⅱ B	2		
			半導体工学実験	2		
			流体力学Ⅱ	2		
			振動工学Ⅱ	2		
			機械要素	2		
			機械設計	2		
			アナログ電子回路	2		
			通信工学	2		
			電磁波工学	2		
			光工学	2		
			電気エネルギー変換工学	2		
			材料力学Ⅱ	2		
			ロボット工学	2		
			ディジタル電子回路	2		
			無機化学Ⅱ	2		
			無機工業化学	2		
			有機工業化学	2		
			触媒化学	2		
			量子化学	2		
			物理化学演習	2		
			生物無機化学	2		
			無機機能材料	2		
			応用有機化学	2		
			有機機能材料	2		
			有機化学演習	2		
			機器分析化学 ※2	2		

科目区分			授 業 科 目	単位数	必修	選択
専門人材教育科目	先端ものづくり分野	発展科目	応用化学実験	2		
			環境機器分析 ※2	2		
			先端ものづくり特論Ⅰ	1		
			先端ものづくり特論Ⅱ	1		
	数理データサイエンス・IT・デジタル分野	基礎科目	数理科学基礎セミナー	2		
			数学要論Ⅰ	2		
			数学要論Ⅱ	2		
			線形代数学Ⅰ	2		
			線形代数学Ⅱ	2		
			基礎解析学Ⅰ	2		
			基礎解析学Ⅱ	2		
			実践プログラミング	2		
			ITスペシャリストのための離散数学	2		
			ITスペシャリストのための確率統計	2		
			数値計算法	2	※1	
			アルゴリズム基礎	2	※1	
			データベース	2		
			ソフトウェア工学	2		
			情報と職業	2		
			情報と社会・倫理	2		
			解析学Ⅰ	2		
			位相数学Ⅰ	2		
			代数学Ⅰ	2		
			幾何学Ⅰ	2		
			複素解析学Ⅰ	2		
			数理統計学Ⅰ	2		
			モデリングの数理Ⅰ	2		
			オペレーションズ・リサーチⅠ	2		
			離散数学	2		
			コンピュータセキュリティ	2		
			コンピュータネットワーク	2		
			ヒューマン・コンピュータ・インタラクション	2		
			マルチメディア工学	2		
			計算機アーキテクチャ	2		
			機械学習	2		
		発展科目	基幹数理概論	2	※1	
			展開数理概論	2	※1	
			数学要論演習セミナーⅠ	2		
			線形代数学演習セミナーⅠ	2		
			線形代数学演習セミナーⅡ	2		
			基礎解析学演習セミナーⅠ	2		
			基礎解析学演習セミナーⅡ	2		
			システム創成プロジェクトⅠ	6		
			情報技術特論	4		
			アドバンスト・インフォマティクス・セミナーⅠ	4		
			数理科学発展セミナー	2		
			解析学Ⅱ	2		
			位相数学Ⅱ	2		
			代数学Ⅱ	2		
			幾何学Ⅱ	2		
			複素解析学Ⅱ	2		
			数理統計学Ⅱ	2		
			モデリングの数理Ⅱ	2		
			オペレーションズ・リサーチⅡ	2		
			システム創成プロジェクトⅡ	6		
			データサイエンス特論	2		
			アドバンスト・インフォマティクス・セミナーⅡ	4		
			数理データサイエンス・IT・デジタル特論Ⅰ	1		
			数理データサイエンス・IT・デジタル特論Ⅱ	1		

科目区分			授 業 科 目	単位数	必修	選択
専門人材教育科目	自然環境・住環境分野	基礎科目	自然環境・住環境Ⅰ	2	※1	
			自然環境・住環境Ⅱ	2	※1	
			地学通論	2		
			地層学	2		
			堆積学	1		
			地球史学	2		
			古生物学	2		
			火成岩岩石学	2		
			変成地質学	2		
			構造地質学	2		
			自然災害・防災学	2		
			土質力学Ⅰ	1		
			地球科学基礎演習	2		
			グローバルテクトニクス	2		
			地学実験	2		
			岩石学実習	2		
			地質図学演習	2		
			地層学演習	1		
			建築デザイン概論	2		
			住環境基礎	2		
			しまね建築学	2		
			日本建築史	2		
			建築設計製図Ⅰ	2		
			デザインCAD	2		
			現代建築論	2		
			建築計画学	2		
			住環境工学Ⅰ	2		
			建築構造基礎	2		
			建築構造力学Ⅰ	2		
			化学実験Ⅰ ※2	2		
			基礎物理化学 ※2	2		
			基礎無機化学 ※2	2		
			基礎有機化学 ※2	2		
			化学実験Ⅱ ※2	2		
			物理化学Ⅰ ※2	2		
			錯体化学 ※2	2		
			有機化学Ⅰ ※2	2		
			基礎環境分析化学 ※2	2		
			環境科学英語	2		
			環境分析化学 ※2	2		
			鉱物科学	2		
			地球資源学	2		
			水文地質学Ⅰ	1		
			地球科学フィールド基礎演習	1		
			Earth, a planetary perspective	2		
			西洋建築史	2		
			都市計画論	2		
			建築設備学Ⅰ	2		
			建築構造計画学	2		
			建築材料学	2		
			木造建築と木材	2		
			環境物理化学	2		
			環境無機化学Ⅰ	2		
			環境有機化学	2		
			環境化学実験Ⅰ	2		

科目区分			授 業 科 目	単位数	必修	選択
専門人材教育科目	自然環境・住環境分野	発展科目	土質力学Ⅱ	1		
			Volcanology	2		
			地球情報解析学	1		
			ジオエクスカーションⅠ	2		
			ジオエクスカーションⅡ	2		
			住環境工学Ⅱ	2		
			建築環境実験・フィールドワーク	2		
			建築構造力学Ⅱ	2		
			建築構造実験・フィールドワーク	2		
			地球化学	2		
			水文地質学Ⅱ	1		
			古生物学実習	1		
			地質災害工学実験	1		
			地質学と社会	1		
			地球資源学演習	1		
			自然災害科学演習	1		
			野外地質調査実践演習	4		
			環境地質学実験	1		
			地球科学外国語文献講読	2		
			地球科学セミナー	2		
			風土と住まい	2		
			景観論	2		
			建築設計製図Ⅱ	2		
			建築設計製図Ⅲ	2		
			建築・都市空間論	2		
			建築設備学Ⅱ	2		
			構造・耐震設計学	2		
			建築施工学	2		
			建築法規	2		
			機器分析化学 ※2	2		
			界面科学	2		
			繊維材料工学	2		
			環境調和工学	2		
			環境機器分析 ※2	2		
			環境無機化学Ⅱ	2		
			社会環境材料科学	2		
			環境共生有機材料	2		
			環境と木材	2		
			バイオマス変換工学	2		
			環境材料工学	2		
			環境セラミックス	2		
			環境エネルギー科学	2		
			環境化学実験Ⅱ	2		
			自然環境・住環境特論Ⅰ	1		
			自然環境・住環境特論Ⅱ	1		
合 計				2	48	

備 考

- 1 授業科目開講時期，単位数及び履修資格については，変更になる場合もあるので必ず各年度毎に公表する「授業科目一覧」を参照すること。
- 2 必修欄の※1は，課程修了認定の条件とはしないが，分野ごとに履修することが望ましい授業科目を示す。
- 3 授業科目名の末尾に※2を付した科目は，複数の分野に共通で開講する授業科目である。
- 4 授業科目名の末尾に※3を付した科目は，理工研究者養成特別コース履修生のみ履修できる。

日本語科目及び日本事情に関する科目の単位の修得方法

(総合理工学部履修細則別表 6 関係)

この科目は、**外国人留学生として入学した方のみ**が修得することが可能な科目です。

外国人留学生は、卒業要件科目として必修である全学基礎教育科目ユニバーサル科目群の「英語」及び「初修外国語」に替えて、この日本語科目及び日本事情科目を修得することができます。

具体的には、日本語上級A～日本語上級Eまでの10単位を、英語及び英語以外の外国語10単位に読み替えることが可能です。ただし、日本語上級A～日本語上級Eまでの10単位全てを修得しなければ読み替えることはできません。別表1の英語及び英語以外の外国語の一部だけを修得し、残りを日本語科目で修得して合計10単位としてもそれは読み替えることはできませんので注意が必要です。また、「日本事情」の中の日本事情A（4単位）を全学基礎教育科目の人文社会科学分野に、日本事情B（4単位）を全学基礎教育科目の自然科学分野に読み替えることができます。

バイリンガル教育コースの学生に限り、日本語中級A～D（8単位）と日本語上級A～Dの中から2単位を履修することで、日本語上級A～E（10単位）に替えることができます。このうち、日本語上級A～Dの選択については、事前に日本語科目担当教員に相談してください。また、バイリンガル教育コースの学生が10単位を超えて日本語科目の単位を修得した場合は、自由選択の単位に計上します。

別表6

日本語科目及び日本事情に関する科目履修表

科目群	授業科目 区分	授業題目 授業科目名	開講単位数			読 替 科 目		備 考
			通年	前期	後期			
ユニバーサル科目群	日 本 語	日本語上級A		1	1	外国語	英語	別表第1の「全学基礎教育科目履修表」に定める外国語の単位に読替えることができる。
		日本語上級B		1	1			
		日本語上級C		1	1			
		日本語上級D		1	1			
		日本語上級E		2				
	日本事情	日本事情A		2	2	全学基礎教育科目	人文社会科学分野	
		日本事情B		2	2		自然科学分野	

教育職員免許状取得の ための単位の修得方法

教育職員免許状取得のための単位の修得方法

(総合理工学部履修細則別表 5 関係)

I 総合理工学部で取得できる教育職員免許状

総合理工学部で取得できる教育職員免許状は、次のとおりです。

中学校教諭	一種免許状 (理科)	高等学校教諭	一種免許状 (理科)
中学校教諭	一種免許状 (数学)	高等学校教諭	一種免許状 (数学)
		高等学校教諭	一種免許状 (情報)
		高等学校教諭	一種免許状 (工業)

II 教育職員免許状を取得するための要件

教育職員免許状を取得するためには、II～VIIの要件を全て満たさなければなりません。(VIIの介護等の体験は、中学校教諭一種免許状取得の場合のみ。)

1. 免許状の種類毎に、次の基礎資格を有していること。

中学校教諭	一種免許状・・・学士の学位を有すること。(大学を卒業すること。)
高等学校教諭	一種免許状・・・学士の学位を有すること。(大学を卒業すること。)

2. 教育職員免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)の単位を修得していること。

①日本国憲法	日本国憲法	・・・2単位
②体育	健康スポーツ	・・・2単位
③外国語コミュニケーション	英語 I B	・・・1単位
	英語 II A	・・・1単位
④情報機器の操作	情報科学	・・・2単位
	基礎プログラミング	・・・2単位

III 教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)の単位の修得方法

別表 P 33 からのとおり、免許教科毎に、それぞれ定められた「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」の単位を修得しなければなりません。

例えば、理科(中学校教諭一種)の免許を取得する場合は、表中の「免許法施行規則に定める科目区分」欄に物理学～物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験まで5区分あり、それぞれの区分の中から必修単位を修得、必修単位を含め合計20単位以上を修得しなければなりません。他の免許種も同様に、必修単位を含め合計20単位以上を修得してください。

なお、「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」で修得した単位は、卒業要件単位に含めることができます。

Ⅳ 教職に関する科目の単位の修得方法

別表 P 39 のとおり、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）と同様に、「教職に関する科目」のそれぞれの区分毎に定められた単位を修得しなければなりません。教職に関する科目は学校種及び教科によってそれぞれ修得単位が異なりますので、自分が取得する免許状毎に間違いがないように履修してください。

特に、高等学校の「理科」、「数学」及び「工業」の免許状を取得する場合には、（ ）又は [] の単位が付してありますが、これは免許法上の特例によって修得する単位です。

特例によって単位を修得した場合は、備考欄に説明がありますが、本来修得すべき単位（理科・数学は 31 単位）と特例により修得した単位（理科・数学の場合 17 単位）との差単位（理科・数学の場合、 $31 - 17 = 14$ 単位）は、Ⅲで記した「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」から修得しなければなりません。従って、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）の修得単位は、20 単位の上に 14 単位を多く修得することになります。特例によらず修得した場合（理科・数学の場合 31 単位）は、その必要はありません。

なお、「教職に関する科目」で修得した単位は、卒業要件単位には算入できませんので注意してください。

Ⅴ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法

Ⅱ～Ⅳまで修得すべき単位について説明しましたが、別表 P 40 に定められている「大学が独自に設定する科目」も修得しなければなりません。

この科目は、中学校教諭一種免許状の場合 4 単位、高等学校教諭一種免許状の場合 12 単位を修得しなければならず、前述のⅢ及びⅣで修得した単位とは別に、「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」又は「教職に関する科目」の表から修得しなければなりません。特に、Ⅳの「教職に関する科目」から修得する場合には一部使えない科目があるので、「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」から修得した方が良いと思われます。

例年、この「大学が独自に設定する科目」の取り忘れにより、免許が取得できない方がいますので、特に注意が必要です。

Ⅵ 教育実習について

「教育実習」の単位の修得は、中学校と高等学校では異なります。

中学校教諭一種免許状を取得するとき（同時に高等学校教諭一種免許状を取得する場合を含む。）は「教育実習Ⅰ」4 単位を、高等学校教諭一種免許状（工業を除く。）のみを取得するときは「教育実習Ⅱ」2 単位を修得しなければなりません。また、教育実習の前後に行われる「事前及び事後の指導」1 単位の修得もそれぞれに必要です。

総合理工学部の場合、2 年次の 3 月頃に実習校に実習のお願いに行き、4 年次の 6 月又は 9 月（早い学校では 5 月、遅い学校では 11 月の場合もある。）に教育実習を行うことになります。

教育実習を履修するためには、「教育実習履修願」を提出するまでに修得すべき単位数があ

り，更に４年次の実習までに修得しなければならない単位数が定められていますので，P 41に記載されている「総合理工学部教育実習取扱規則」をよく読んで確認しておいてください。

VII 介護等の体験について

中学校の教育職員免許状（総合理工学部では，理科・数学）を取得するための条件として，上記Ⅱ～Ⅵの単位の修得以外に，障がい者，高齢者に対する「介護等体験」が必要になります。

「介護等体験」は，「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に対する認識を深めることの重要性にかんがみ，教員としての資質の向上を図り，義務教育の一層の充実を期する観点から，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に，障害者，高齢者等に対する介護，介助，これらの者との交流等の体験を行なわせる措置」（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律，平成９年法律第９０号）に基づいて設定されたもので，島根県内の社会福祉施設（老人ホーム等）での体験が５日間，島根県内又は鳥取県内（鳥取県出身者に限る。）の特別支援学校（盲学校，聾学校，養護学校等）での体験が２日間の計７日間が義務付けられています。

実施時期は３年次もしくは４年次で，体験終了後，「介護等体験に関する証明書」が発行されます。

なお，「介護等の体験に関する証明書」は再発行できませんので，紛失することがないように十分注意してください。

【参考】「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」，「教職に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の免許状の種類毎の最低修得単位数（特例を除く。）

種 類	教科及び教科の 指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）	教職に関する科目	大学が独自に 設定する科目
中学校教諭一種免許状	２０又は２４	３９	４
高等学校教諭一種免許状	２０	３１	１２

教育職員免許状取得のための履修方法

※ 教育職員一種免許状を取得するためには、次の 1. ～ 6. を全て満たさなければならない。
(6. の介護等の体験は、中学校教諭免許状取得の場合のみ。)

1. 免許状の種類ごとの基礎資格

免許状の種類	基礎資格
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。

2. 教育職員免許法第 5 条別表第 1 備考第 4 号に規定する文部科学省令で定める科目 (教育職員免許法施行規則第 66 条の 6) の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目	総 合 理 工 学 部 に お け る 授 業 科 目				修 得 単位数
	科目区分	授業科目の分類	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	全学基礎教育科目	教養育成科目群	日本国憲法	2	2 単位
体 育		教養育成科目群	健康スポーツ	2	2 単位
外国語コミュニケーション		ユニバーサル科目群	英語ⅠB	1	2 単位
			英語ⅡA	1	
情報機器の操作		島大STEAM科目群	情報科学	2	2 単位
	専門教育科目	理工共通基礎科目	基礎プログラミング	2	

3. 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）の単位の修得方法

(1) 総合理工学科

中学校教諭一種免許状（理科）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数		
				必修	選択	
理 科	物理学	物理学序論	2	2	4	
		物理数学基礎	2			
		基礎物理学	2			
		基礎電磁気学	2			
		力学Ⅰ	2			
		力学Ⅱ	2			
		物理数学Ⅰ	2			
		電磁気学Ⅰ	2			
		電磁気学Ⅱ	2			
		量子力学Ⅰ	2			
		量子力学Ⅱ	2			
		熱統計力学Ⅰ	2			
		熱統計力学Ⅱ	2			
		固体物理学Ⅰ	2			
		固体物理学Ⅱ	2			
	化学	基礎化学	2	2		
		基礎無機化学	2			
		基礎有機化学	2			
		基礎物理化学	2			
		基礎環境分析化学	2			
		物理化学Ⅰ	2			
		物理化学Ⅱ	2			
		量子化学	2			
		環境物理化学	2			
		物理化学演習	2			
		錯体化学	2			
		無機化学Ⅰ	2			
		無機化学Ⅱ	2			
		環境無機化学Ⅰ	2			
		環境無機化学Ⅱ	2			
		生物無機化学	2			
		有機化学Ⅰ	2			
		有機化学Ⅱ	2			
		環境有機化学	2			
		有機化学演習	2			
		環境分析化学	2			
		高分子化学	2			
		環境機器分析	2			
		機器分析化学	2			
	生物学	生物学	2	2		
		細胞生物学	2			
		基礎分子生物学	2			
	地学	地学通論	2	2		
		基礎地学	2			
		鉱物科学	2			
		火成岩岩石学	2			
		変成地質学	2			
		地球資源学	2			
		地球史学	2			
		地層学	2			
		古生物学	2			
		堆積学	1			
		構造地質学	2			
		自然災害・防災学	2			
		水文地質学Ⅰ	1			
		水文地質学Ⅱ	1			
		土質力学Ⅰ	1			
		土質力学Ⅱ	1			
		物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	物理学実験ⅠA	2	※	1科目 選択 必修
			物理学実験ⅠB	2	※	
	物理学実験Ⅱ		4			
	基礎化学実験		2	※	1科目 選択 必修	
	化学実験Ⅰ		2	※		
	化学実験Ⅱ		2			
	化学実験Ⅲ		2			
	環境化学実験Ⅰ		2			
	生物学実験		2	2		
	地学実験		2	2		
	岩石学実習		2			
	地層学演習		1			
合 計			20単位			

(2) 総合理工学科
高等学校教諭一種免許状(理科)

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数		
				必修	選択	
理 科	物理学	物理学序論	2	2	10	
		物理数学基礎	2			
		基礎物理学	2			
		基礎電磁気学	2			
		力学Ⅰ	2			
		力学Ⅱ	2			
		物理数学Ⅰ	2			
		電磁気学Ⅰ	2			
		電磁気学Ⅱ	2			
		量子力学Ⅰ	2			
		量子力学Ⅱ	2			
		熱統計力学Ⅰ	2			
		熱統計力学Ⅱ	2			
		固体物理学Ⅰ	2			
	固体物理学Ⅱ	2				
	化学	基礎化学	2	2		
		基礎無機化学	2			
		基礎有機化学	2			
		基礎物理化学	2			
		基礎環境分析化学	2			
		物理化学Ⅰ	2			
		物理化学Ⅱ	2			
		量子化学	2			
		環境物理化学	2			
		物理化学演習	2			
		錯体化学	2			
		無機化学Ⅰ	2			
		無機化学Ⅱ	2			
		環境無機化学Ⅰ	2			
		環境無機化学Ⅱ	2			
		生物無機化学	2			
		有機化学Ⅰ	2			
		有機化学Ⅱ	2			
		環境有機化学	2			
		有機化学演習	2			
		環境分析化学	2			
		高分子化学	2			
		環境機器分析	2			
		機器分析化学	2			
		生物学	生物学	2	2	
			細胞生物学	2		
	基礎分子生物学		2			
	地学	地学通論	2	2		
		基礎地学	2			
		鉱物科学	2			
		火成岩岩石学	2			
		変成地質学	2			
		地球資源学	2			
		地球史学	2			
		地層学	2			
古生物学		2				
堆積学		1				
構造地質学		2				
自然災害・防災学		2				
水文地質学Ⅰ		1				
水文地質学Ⅱ		1				
土質力学Ⅰ		1				
土質力学Ⅱ		1				
「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	物理学実験Ⅰ A	2	※	1科目 選択 必修		
	物理学実験Ⅰ B	2	※			
	基礎化学実験	2	※			
	化学実験Ⅰ	2	※			
	生物学実験	2	※			
	地学実験	2	※			
	物理学実験Ⅱ	4				
	化学実験Ⅱ	2				
	化学実験Ⅲ	2				
	環境化学実験Ⅰ	2				
	岩石学実習	2				
	地層学演習	1				
合 計			20単位			

(3) 総合理工学科
中学校教諭一種免許状（数学）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
数 学	代数学	線形代数学Ⅰ	2	2	10
		線形代数学Ⅱ	2		
		線形代数学演習セミナーⅠ	2		
		線形代数学演習セミナーⅡ	2		
		代数学Ⅰ	2		
		代数学Ⅱ	2		
	幾何学	数学要論Ⅰ	2		
		数学要論Ⅱ	2		
		数学要論演習セミナーⅠ	2		
		位相数学Ⅰ	2		
		位相数学Ⅱ	2		
		幾何学Ⅰ	2	2	
	幾何学Ⅱ	2			
	解析学	基礎解析学Ⅰ	2	2	
		基礎解析学Ⅱ	2		
		基礎解析学演習セミナーⅠ	2		
		基礎解析学演習セミナーⅡ	2		
		解析学Ⅰ	2		
		解析学Ⅱ	2		
		複素解析学Ⅰ	2		
		複素解析学Ⅱ	2		
	「確率論、統計学」	数理統計学Ⅰ	2	2	
		数理統計学Ⅱ	2		
	コンピュータ	アルゴリズム基礎	2	※	1科目 選択 必修
		モデリングの数理Ⅰ	2	※	
		モデリングの数理Ⅱ	2		
		機械学習	2		
		ITスペシャリストのための確率統計	2		
		離散数学	2		
		データサイエンス特論	2		
合 計			20単位		

(4) 総合理工学科
高等学校教諭一種免許状（数学）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数		
				必修	選択	
数 学	代数学	線形代数学Ⅰ	2	2	10	
		線形代数学Ⅱ	2			
		線形代数学演習セミナーⅠ	2			
		線形代数学演習セミナーⅡ	2			
		代数学Ⅰ	2			
		代数学Ⅱ	2			
	幾何学	数学要論Ⅰ	2			
		数学要論Ⅱ	2			
		数学要論演習セミナーⅠ	2			
		位相数学Ⅰ	2			
		位相数学Ⅱ	2			
		幾何学Ⅰ	2	2		
		幾何学Ⅱ	2			
	解析学	基礎解析学Ⅰ	2	2		
		基礎解析学Ⅱ	2			
		基礎解析学演習セミナーⅠ	2			
		基礎解析学演習セミナーⅡ	2			
		解析学Ⅰ	2			
		解析学Ⅱ	2			
		複素解析学Ⅰ	2			
		複素解析学Ⅱ	2			
		「確率論、統計学」	数理統計学Ⅰ	2		2
	数理統計学Ⅱ		2			
	コンピュータ	アルゴリズム基礎	2	※	1科目 選択 必修	
		モデリングの数理Ⅰ	2	※		
		モデリングの数理Ⅱ	2			
		機械学習	2			
		ITスペシャリストのための確率統計	2			
		離散数学	2			
		データサイエンス特論	2			
合 計				20単位		

(5) 総合理工学科
高等学校教諭一種免許状（情報）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
情 報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報と社会・倫理	2	2	6
		コンピュータセキュリティ	2		
		情報と職業	2	2	
	コンピュータ・情報処理	計算機アーキテクチャ	2	2	
		アルゴリズム基礎	2	2	
		実践プログラミング	2		
		機械学習	2		
		データサイエンス特論	2		
		モデリングの数理Ⅰ	2		
		モデリングの数理Ⅱ	2		
		ITスペシャリストのための確率統計	2		
	情報システム	ソフトウェア工学	2	※	1科目 選択 必修
		オペレーションズ・リサーチⅠ	2	※	
		オペレーションズ・リサーチⅡ	2		
		データベース	2		
		システム創成プロジェクトⅠ	6		
		システム創成プロジェクトⅡ	6		
情報通信ネットワーク	コンピュータネットワーク	2	2		
マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア工学	2	2		
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション	2			
合 計			20単位		

(6) 総合理工学科
高等学校教諭一種免許状（工業）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
工 業	工業の関係科目	工業概論	2	2	16
		制御工学Ⅰ	2		
		制御工学Ⅱ	2		
		流体力学Ⅰ	2		
		流体力学Ⅱ	2		
		振動工学Ⅰ	2		
		振動工学Ⅱ	2		
		工業熱力学	2		
		材料力学Ⅰ	2		
		材料力学Ⅱ	2		
		ロボット工学	2		
		機械要素	2		
		計測工学	2		
		機械製図	2		
		機械設計	2		
		回路理論Ⅰ	2		
		回路理論Ⅱ	2		
		工学のための電気数学	2		
		工学のための力学基礎	2		
		シミュレーション工学	2		
		アナログ電子回路	2		
		デジタル電子回路	2		
		電磁波工学	2		
		通信工学	2		
		信号処理	2		
		光工学	2		
		機械電気電子工学実験Ⅰ	2		
		機械電気電子工学実験Ⅱ	2		
		現代建築論	2		
		建築構造力学Ⅰ	2		
		建築構造基礎	2		
		建築施工学	2		
		建築設計製図Ⅰ	2		
		建築計画学	2		
		都市計画論	2		
		西洋建築史	2		
		建築設計製図Ⅱ	2		
		住環境工学Ⅰ	2		
		建築設備学Ⅰ	2		
		建築構造力学Ⅱ	2		
		建築材料学	2		
		建築構造計画学	2		
		建築環境実験・フィールドワーク	2		
		建築構造実験・フィールドワーク	2		
		風土と住まい	2		
		日本建築史	2		
		建築・都市空間論	2		
		建築設計製図Ⅲ	2		
		構造・耐震設計学	2		
		景観論	2		
		繊維材料工学	2		
		環境材料工学	2		
	職業指導	職業指導概説Ⅰ	2	2	
合 計				20単位	

4. 教職に関する科目の単位の修得方法

教職専門科目 (卒業要件単位に含めることはできない)		授 業 科 目	単位	免許状の種類								
				中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭一種免許状						
						理科		数学		情報	工業	
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	数学科教育法概説	2		2			2	(2)			
		数学科教育法特講Ⅰ	2		2			2				
		数学科教育法特講Ⅱ	2		2							
		数学科教育法特講Ⅲ	2		2							
		中等理科教育法概説	2	2		2	(2)					
		中等理科教育法特講Ⅰ	2	2								
		中等理科教育法特講Ⅱ	2	2		2						
		中等理科教育法特講Ⅲ	2	2								
		情報科教育法概説	2						2			
		情報科教育法特講Ⅰ	2						2			
		情報科教育法特講Ⅱ	2									
		工業科教育法概説	2							2		
		工業科教育法特講	2							2		
		教育の基礎的理解に関する科目	教職概論	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2
教育原論Ⅱ	2		2	2	2	(2)	2	(2)	2	2	[2]	
教育社会学概説	2		2	2	2		2		2			
学校教育心理学概説	2		2	2	2		2		2			
特別支援教育	2		2	2	2		2		2			
教育課程論	2		2	2	2		2		2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2	2	2								
	総合的な学習の時間	2	2	2	2	(4)	2	(4)	2	2	[4]	
	特別活動指導論	2	2	2	2		2					
	教育の方法および技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2	2	2	2		2		2			
	生徒・進路指導論	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2	[2]	
	教育相談の理論と方法	2	2	2	2		2		2			
教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	4	4	4								
	教育実習Ⅱ	2			2	(2)	2	(2)	2	2		
	教育実習Ⅲ	2										
	事前及び事後の指導	1	1	1	1	(1)	1	(1)	1	1		
	教職実践演習（中・高）	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2		
合 計 単 位 数				39	39	31	(17)	31	(17)	31	31	[10]

- 備考 1 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第5号の特例により、高等学校一種免許状（数学又は理科）を取得しようとするときは、（ ）内の単位を修得し、合計単位数との差単位は、当該教科及び教科の指導法に関する科目について修得することができる。
- 2 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号の特例により、高等学校一種免許状（工業）を取得しようとするときは、[] 内の単位数を修得し、合計単位数との差単位は、当該教科及び教科の指導法に関する科目について修得することができる。
- 3 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を両方取得する場合、教育実習Ⅰのみ修得する。教育実習Ⅰと教育実習Ⅱを両方修得する必要はない。
- 4 教育実習Ⅲについては、高等学校教諭免許状のみを取得するため教育実習Ⅱを修得した者が、中学校教諭免許状を取得する際に行う実習である。
- 5 教職に関する科目の単位は、卒業要件となる単位に算入しない。
- この表の「教職に関する科目」は、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条に定める、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目を指す。
- 6 平成31年4月1日以降に平成30年度以前入学者と同学年に編入学、転入学又は再入学した者で、次のいずれかに該当する場合は、総合理工学部履修細則（令和3年2月17日 一部改正）別表6の規定を適用する。
- 短期大学を卒業後、平成31年4月以降に編入学した場合
 - 高等専門学校又は専門学校を卒業後、平成31年4月以降に編入学した場合
 - 本学部の旧課程に在学していたものが、平成31年4月以降に卒業せず退学した後、間を置いて本学部に再入学した場合
- 7 備考6のいずれにもよらない場合の履修方法については、島根県教育委員会等と協議する。

5. 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法

免許状の種類	単位数	備考
中学校教諭一種免許状	4	「3. 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）の単位の修得方法」に定める表に基づき修得した20単位及び「4. 教職に関する科目の単位の修得方法」に定める表に基づき修得した単位数を含めることはできない。
高等学校教諭一種免許状	12	

6. 介護等の体験について

- (1) 中学校教諭一種免許状を受ける場合には、介護等の体験が必要である。
- (2) 介護等の体験に関し必要な事項は、別に定める。

【教職実践演習について】

教職実践演習は「教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項の表備考 十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。」として、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられている、教育職員免許状を取得するための必修科目です。

教職実践演習の履修学年は4年生ですが、入学の段階から教職課程に関する科目や教職課程外での活動等を通じての学修内容等の振り返り確認を行います。また、教員としての資質能力を形成するにあたっての自己課題や達成目標等を明らかにしながら学び続けるために、「教職履修ポートフォリオ」の作成が義務付けられています。この「教職履修ポートフォリオ」は以下の準備が必要です。

1. 「教職履修ポートフォリオ」についての説明会に出席すること。
（2年生前期に実施）
2. 「教職履修ポートフォリオ」を提出すること。
（2年・3年・4年の各学年の前期に提出）
3. 「教職実践演習」を履修するためには、履修年度において「教育実習」及び「事前及び事後の指導」以外の教育職員免許状取得に必要とされている科目をすべて修得していること。もしくは、当該年度において不足単位を修得見込みであること。

総合理工学部教育実習取扱規則

(平成 16 年島大総合理工学部規則第 19 号)

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

[令和 7 年 3 月 26 日 最 終 改 正]

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合理工学部の学生で、真に教育職員になる意思のある者が、数学、理科又は情報の教育職員免許状を取得するために教育実習を履修する場合の手続き等に関し必要な事項を定める。

(教育実習の許可)

第 2 条 教育実習履修希望者は、教育実習履修願を、指導教員又は学科長の承認を得て、原則として、3 年次前期の所定の期日までに、学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、教育・学生委員会の議を経て、教育実習の履修を許可するものとする。

3 次の各号の一に該当するものは、原則として、教育実習の履修を許可しない。

一 数学又は情報の免許状を取得しようとする者で、教育実習履修願提出時の修得単位数（「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目を除く。）が 70 単位に満たない者

二 理科の免許状を取得しようとする者で、教育実習履修願提出時の修得単位数（「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目を除く。）が 77 単位に満たない者

三 「教職概論」を修得していない者

4 教育実習の履修を許可された者で、数学、情報及び理科の免許状を取得しようとする者は、教育実習履修時まで、原則として、以下に定める単位数を修得しなければならない。

一 中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目 12 単位以上（各教科の指導法（概説 2 単位を含む。）4 単位及び「生徒・進路指導論」又は「教育相談の理論と方法」のいずれか 2 単位を含む。）

二 高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目 12 単位以上（各教科の指導法概説 2 単位及び「生徒・進路指導論」又は「教育相談の理論と方法」のいずれか 2 単位を含む。）

5 次の各号の一に該当する者は、教育実習の履修の許可を取り消すことがある。

一 伝染性疾患等教育実習を行うに妨げとなる疾病状態にある者

二 「事前及び事後の指導」の履修手続きをしていない者及び事前指導に欠席した者

三 特別の理由がなく教育実習説明会に欠席した者

(教育実習の辞退)

第 3 条 教育実習の履修を辞退する者は、速やかに教育実習辞退願を提出しなければならない。

(教育実習の履修)

第 4 条 教育実習に必要な経費は本人の負担とする。

2 教育実習を許可された者は、教育実習実施前の所定の期日までに、教育実習生調査表を提出しなければならない。

3 教育実習終了後は、教育実習記録簿を提出しなければならない。

(教育実習の評価及び単位の授与)

第5条 教育実習の成績は、教育実習校の意見を参考にして、教育・学生委員会において評価し、合格と判定された者に単位を授与する。

(科目等履修生への準用等)

第6条 第2条第3項及び第4項、第4条並びに第5条の規定は、科目等履修生が総合理工学部で教育実習を履修する場合に準用する。

2 科目等履修生として教育実習を履修することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本学部を卒業した者
- 二 島根大学大学院総合理工学研究科を修了した者
- 三 島根大学大学院自然科学研究科に在学する者
- 四 島根大学大学院自然科学研究科を修了した者

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月22日 一部改正)

この規則は平成17年6月22日から施行する。

附 則 (平成19年7月25日 一部改正)

この規則は平成19年7月25日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日 一部改正)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部教育実習取扱規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月21日 一部改正)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部教育実習取扱規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月24日 一部改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日 一部改正)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部教育実習取扱規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月20日 一部改正)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部教育実習取扱規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この規則は，令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この規則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部教育実習取扱規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし、第6条第2項については、令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年2月21日 一部改正）

- 1 この規則は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この規則は，令和7年4月1日から施行する。

学芸員の資格を取得する ための単位の修得方法

学芸員の資格を取得するための単位の修得方法
(総合理工学部履修細則別表 7 関係)

学芸員の資格を取得するためには、下記別表 7 に定める単位を修得する必要があります。
この単位は、博物館法施行規則に定める科目及び単位を総合理工学部における授業科目の「生涯教育論」から「生物学実験」までの科目の中から、必修又は選択を含めて合計 21 単位修得しなければなりません。
岩石学実習、地学実験及び生物学実験以外の授業科目の単位は、卒業要件の単位とならないので注意が必要です。

総合理工学部履修細則別表 7

学芸員の資格を取得するための履修方法

博物館法施行規則に定める科目及び単位		総合理工学部における授業科目及び履修方法			
科 目	単位	授 業 科 目	単位数		履修資格
			必修	選択	
生涯学習概論	2	生涯教育論	2		
博物館概論	2	博物館概論 A	2		
		博物館概論 B			
博物館資料論	2	博物館資料論	2		
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2		
博物館展示論	2	博物館展示論 A	2		
		博物館展示論 B			
博物館経営論	2	博物館経営論	2		
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論 A	2		
		博物館情報・メディア論 B			
博物館教育論	2	教育原論Ⅱ	2		
		博物館教育論	1		
博物館実習	3	博物館実習Ⅱ	1		博物館実習Ⅱ及び博物館実習Ⅲを除く19単位を修得した者
		博物館実習Ⅲ	1		
		岩石学実習		2	
		地学実験			
		生物学実験			
計	19	計	21		

備考 岩石学実習、地学実験及び生物学実験以外の授業科目の単位は、卒業要件となる単位に算入しない。
この別表については、令和 7 年度入学者から適用する。

各種資格について

各種資格について

1 教育職員免許状

卒業所要単位のほかに、教育職員免許法に定められた単位を修得することにより、次の教科の中学校及び高等学校教諭免許状を取得することができます。（P 29 参照）

- ・中学校教諭一種免許状・・・理科，数学
- ・高等学校教諭一種免許状・・・理科，数学，情報，工業

2 学芸員

学芸員は、博物館等において資料の収集，保管，展示及び調査研究に関する専門的な職務に従事し，卒業要件のほかに，博物館法に定められた単位を修得する必要があります。（P 45 参照）

3 危険物取扱者（甲種）

危険物取扱者（甲種）の受験資格取得には，化学に関する授業科目を 15 単位以上修得する必要があります。

4 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物取扱責任者は，卒業所要単位を含め，所定の授業科目を修得する必要があります。

5 測量士補

測量士補は，卒業所要単位を含め，所定の授業科目を修得する必要があります。

6 一級建築士・二級建築士・木造建築士

取得できる受験資格	取得要件
一級建築士	建築士試験の受験に当たっては，建築士法の改正に伴い，令和2年度学科試験受験者からは，国土交通大臣の指定する建築に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者は，卒業後すぐに一級・二級・木造建築士試験を受験可能です。 ただし，修得した指定科目の単位数により，建築士免許の登録までに必要となる建築実務の経験年数が異なります。（P 48 参照）
二級建築士及び木造建築士	

一級建築士，二級建築士，木造建築士

建築デザイン学科の学生で，次の表に示す所定の科目（指定科目）を修得して卒業した者は，一級建築士，二級建築士及び木造建築士の受験資格が取得できる。

ただし，建築士免許の登録にあたっては，修得した指定科目の総単位数に応じて，一定年数以上の建築実務の経験を要する。

分 野	科 目 名	単位数	建築士試験の受験資格取得 のための必修単位数	
			一級建築士	二級建築士及び 木造建築士
建築設計製図	デザインCAD	2	7単位以上	3単位以上
	建築設計製図Ⅰ	2		
	建築設計製図Ⅱ	2		
	建築設計製図Ⅲ	2		
建築計画	現代建築論	2	7単位以上	2単位以上
	建築計画学	2		
	都市計画論	2		
	西洋建築史	2		
	風土と住まい	2		
	日本建築史	2		
	景観論	2		
	建築・都市空間論	2		
建築環境工学	住環境工学Ⅰ	2	2単位以上	
	住環境工学Ⅱ	2		
	建築環境実験・フィールドワーク	2		
建築設備	建築設備学Ⅰ	2	2単位以上	
	建築設備学Ⅱ	2		
構造力学	建築構造力学Ⅰ	2	4単位以上	3単位以上
	建築構造力学Ⅱ	2		
	建築構造実験・フィールドワーク	2		
建築一般構造	建築構造基礎	2	3単位以上	
	建築構造計画学	2		
	構造・耐震設計学	2		
建築材料	建築材料学	2	2単位以上	
	木造建築と木材	2		

分 野	科 目 名	単位数	建築士試験の受験資格取得 のための必修単位数	
			一級建築士	二級建築士及び 木造建築士
建築生産	建築施工学	2	2単位以上	1単位以上
建築法規	建築法規	2	1単位以上	1単位以上
その他	建築デザイン概論	2		
	住環境基礎	2		
	しまね建築学	2		
	住まいの科学	2		
	建築のかたちと力の流れ	2		
総 単 位 数 *			60単位以上 (2年) 50単位以上 (3年) 40単位以上 (4年)	40単位以上 (0年) 30単位以上 (1年) 20単位以上 (2年)

* () は、建築士免許の登録にあたって最低限必要となる建築実務の経験年数である。

※ 学部・博士前期一貫プログラムの修了者における一級建築士免許の登録にあたって最低限必要となる建築実務の経験年数は、3年以上必要である。

総合理工学部関係規則等

- (1) 総合理工学部規則（別表を除く）
- (2) 総合理工学部履修細則（別表を除く）
- (3) 総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項
- (4) 「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ
- (5) 総合理工学部3年次編入学者に対する在学年限についての確認事項
- (6) 総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せ
- (7) 島根大学総合理工学部・総合理工学研究科における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項
- (8) 総合理工学部学生の博士前期課程授業科目の履修に関する要項
- (9) 総合理工学部における学際的卒業研究に関する取扱要項

〔地域人材育成コース関係〕

- (10) 総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項

〔学部・博士前期課程一貫教育プログラム関係〕

- (11) 総合理工学部における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項
- (12) 大学院自然科学研究科における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項

〔島大クロス教育関係〕

- (13) 総合理工学部におけるクロス教育に関する取扱要項

〔委員会規則〕

- (14) 総合理工学部教育・学生委員会規程

総合理工学部規則

(平成16年島大総合理工学部規則第1号)

[平成16年4月1日 制定]

[令和7年3月26日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学総合理工学部（以下「本学部」という。）における組織，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，学則（平成16年島大学則第2号。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は，専門的基礎学力と総合的視野をもった活力ある人材の育成を目的とする。

(学科)

第2条 本学部に次の学科を置く。

総合理工学科

(分野)

第2条の2 総合理工学科に次の分野を置き，2年次以降の定員を定める。

先端ものづくり分野 130名

数理データサイエンス・IT・デジタル分野 120名

自然環境・住環境分野 120名

上記の定員についてはあくまでも目安であり，人数が増減することがある。

(教育組織の編成)

第2条の3 本学部は，本学の教授，准教授，講師及び助教のうち，学部における教育及び研究指導を担当する資格を有する者をもって編成する。

(単位制)

第3条 教育課程の履修は，単位制とする。

(授業科目の意義及び区分)

第4条 授業科目とは，教育課程における授業の科目をいう。

2 授業科目を内容により全学基礎教育科目及び専門教育科目に分ける。

(全学基礎教育科目)

第5条 全学基礎教育科目は，次の履修区分毎に開設するものとし，各履修区分に属する授業科目，単位数及び履修方法については，別に定める。

島大STEAM科目群

ユニバーサル科目群

地域創生科目群

教養育成科目群

第6条 削除

第7条 削除

(専門教育科目)

第 8 条 専門教育科目は、これを理工共通基礎科目、理工社会実装教育科目、専門人材教育科目及び自由科目に分け、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第 9 条 第 4 条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(社会実装セミナーⅣの単位の計算方法)

第 10 条 本学部において開設する社会実装セミナーⅣ(卒業研究)は、演習又は実験として取り扱うものとし、次の基準により計算するものとする。

卒業研究

演習 30 時間の設計指導、若しくは

実験 45 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

(各科目の履修)

第 11 条 学生は、入学初年度から全学基礎教育科目と並行して理工共通基礎科目、理工社会実装教育科目(教職に関する科目を含む。)を履修することができる。

(理工研究者養成特別コース)

第 12 条の 1 本学部理工研究者養成特別コースを置くものとする。

(バイリンガル教育コース)

第 12 条の 2 本学部バイリンガル教育コースを置くものとする。

(学部・博士前期一貫プログラム)

第 12 条の 3 本学部学部・博士前期一貫プログラムを置くものとする。

(最低修得単位数及び履修手続)

第 13 条 学生は、最終学年を除き、1 学年間に最低 20 単位を修得しなければならない。

2 学生は、各学期の始めに、履修しようとする科目を定め、所定の様式により、指定された期日までに、届け出なければならない。

(編入学者、再入学者及び転入学者の既修得単位の認定)

第 14 条 学則第 9 条、第 10 条又は第 12 条の規定により入学を許可された者が、入学前に、他の大学、短期大学、高等専門学校等において修得した単位については、学則第 14 条の規定に基づき、教授会の議を経て、その全部又は一部を本学部において修得した単位として認定する。

(編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限)

第 15 条 学則第 9 条の規定により入学を許可された者の修業年限は、2 年とする。

2 学則第 10 条又は第 12 条の規定により入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の可否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(編入学者、再入学者及び転入学者の在学年限)

第 16 条 学則第 9 条から第 12 条の規定により編入学等を許可された者及び学則第 16 条又は第 17 条の規定により転学部等を許可された者の在学年限は、別に定める。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修及び認定)

第 17 条 学生は、学則第 32 条の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目の履修を希望するとき又は学則第 44 条の規定により、外国の大学又は短期大学に留学を希望するときは、当該大学又は短期大学と協議が成立している場合に限り、学部長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)で修得した単位は、60 単位を限度として教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修及び認定)

第 18 条 学生が学則第 33 条の規定により、短期大学、高等専門学校専科又は高等専門学校における学修を希望するときは、学部長は、教育上有益と認めたものについて、教授会の議を経て、当該教育施設等における学修を許可するものとする。

2 学生が前項に定めるもの以外の文部科学大臣が定める大学以外の教育施設等における学修を希望するときは、学部長は、特に教育上有益と認めたものについて、教授会に諮り、当該教育施設等における学修を許可することができる。

3 第 1 項の規定に基づく学修により修得した単位は、前条第 2 項の規定により認定する単位数と合わせて 60 単位を限度として、教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

4 第 2 項の規定に基づく学修により修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

(課程修了の要件及び認定)

第 19 条 学則第 49 条の規定による課程を修了するためには、別表に定める履修単位数を修得しなければならない。

2 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学部長が認定する。

(教育職員免許状の取得)

第 20 条 学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める所定の単位を修得することにより、教育職員免許状を取得することができる。

2 教育職員免許状取得のための授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 21 条 学則第 62 条の規定により、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は、教授会に諮り教育上有益と認め、かつ、当該大学との協議が成立したものについて、特別聴講学生として学長に許可の申請をするものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 22 条 学則第 64 条の規定により入学を許可された者に対し、日本語科目及び日本事情に関する科目を次のとおり置くこととし、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

ユニバーサル科目群 日本語

ユニバーサル科目群 日本事情

(外国人留学生等の履修の特例)

第 23 条 外国人留学生が、前条に規定する科目を履修し、単位を修得したときは、別表に規定する課程修了の要件として修得すべき単位のうち、全学基礎教育科目のユニバーサル科目群の単位は 8 単位を日本語科目についての単位で、全学基礎教育科目の人文社会科学分野及び自然科学分野についての単位は 8 単位までを日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

2 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育に教授会が必要であると認めた場合に準用する。

(学芸員の資格の取得)

第 24 条 学生は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に定める所定の単位を修得することにより、学芸員の資格を取得することができる。

2 学芸員の資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(組織的研修等)

第 25 条 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 島根大学学則(平成 16 年島大学則第 2 号)附則第 2 項の規定に基づき、平成 15 年 9 月 30 日において島根大学総合理工学部(以下「旧島根大学総合理工学部」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 16 年 4 月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)が旧島根大学総合理工学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学総合理工学部が行うものとし、在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は平成 15 年 9 月 30 日における旧島根大学総合理工学部規則等の定めるところによる。

附 則(平成 17 年 2 月 23 日 一部改正)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 19 日 一部改正)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 23 日 一部改正)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日 一部改正)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則(以下「改正後の規則」という。)別表備考 3 の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 平成21年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の規則別表（備考3を除く。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成23年2月23日 一部改正）

- 1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日 一部改正）

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成25年3月21日 一部改正）

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成26年2月24日 一部改正）

- 1 この規則は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成27年2月24日 一部改正）

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成28年2月24日 一部改正）

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成29年2月22日 一部改正）

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日 一部改正）

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成30年2月20日 一部改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表備考7については、平成30年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日 一部改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日 一部改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表にある理工特別コース（学部共通）の専門必修、専門選択の履修単位については、令和2年度及び令和3年度入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。
- 3 総合理工学部理工特別コースにおける早期卒業に関する取扱要項（平成23年2月23日制定）は廃止する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月21日 一部改正）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月29日 一部改正）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

総合理工学部履修細則

(平成16年島大総合理工学部細則第1号)

(平成16年4月 1日 制定)

[令和8年6月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 この細則は、総合理工学部規則（平成16年島大総合理工学部規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、島根大学総合理工学部の教育課程及び履修方法の細目を定める。

(全学基礎教育科目の履修)

第2条 規則第5条の規定による全学基礎教育科目の履修の細目については、別表1の全学基礎教育科目履修表に定める。

(理工共通基礎科目の履修)

第3条 規則第6条の規定による理工共通基礎科目の履修の細目については、別表2の理工共通基礎科目の履修表に定める。

(理工社会実装教育科目の履修)

第4条 規則第7条の規定による理工社会実装教育科目の履修の細目については、別表3の理工社会実装教育科目の履修表に定める。

(専門人材教育科目の履修)

第5条 規則第8条の規定による専門教育科目の履修の細目については、別表4の専門人材教育科目（必修科目・選択科目）履修表に定める。

(教育職員免許状取得のための履修方法)

第6条 規則第20条第2項の規定による教育職員免許状取得のための、教育職員免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）、教科に関する科目及び教職に関する科目の履修については、別表5の教育職員免許状取得のための履修方法に定める。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の履修)

第7条 規則第22条及び第23条の規定による日本語科目及び日本事情に関する科目の履修の細目については、別表6の日本語科目及び日本事情に関する科目履修表に定める。

(学芸員の資格取得のための履修方法)

第8条 規則第24条第2項の規定による学芸員の資格取得のための履修方法は、別表7の学芸員の資格取得のための履修方法に定める。

第9条 削除

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月26日 一部改正）

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行し、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則別表4専門科目履修表のうち、物質科学科及び電子制御システム工学科の履修表並びに別表5教育職員免許状取得のための履修方法3. 教科に関する科目の単位の修得方法のうち、
(1) 物質科学科及び(4) 電子制御システム工学科の修得方法については、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度以前の地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び材料プロセス工学科の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び材料プロセス工学科の者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年2月23日 一部改正)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」)別表5教育職員免許状のための履修表4. 教職に関する科目の履修方法については、平成16年4月1日から適用する。
- 3 平成16年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、改正後の細則別表4. 地球資源環境学科の表中、海洋地質学概論については、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月22日 一部改正)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」)別表4専門教育科目履修表物質科学科備考1. ただし書については平成17年度入学生から適用し、備考3. については平成16年度入学生から適用する。
- 3 平成17年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者(物質科学科を除く。)については、改正後の細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月28日 一部改正)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表2共通教養科目(主題別科目・展開科目)履修表については、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則(平成20年2月29日 一部改正)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」という。)

の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表 2. 共通教養科目（主題別科目・展開科目・総合科目）履修表については、平成 16 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表 4. 物質科学科の履修表並びに別表 5. 教育職員免許状取得のための履修方法 3. 教科に関する科目の単位の修得方法のうち、（1）物質科学科の表中、化学工学については、平成 19 年 4 月 1 日から適用し、改正後の細則別表 4. 材料プロセス工学科の履修表中、日本建築史については、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 2 月 23 日 一部改正）

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表 4. 物質科学科の履修表中、物質構造特論 H、物質構造特論 I、物質機能特論 I、物質機能特論 J、量子物理特論 G 及び量子物理特論 H については、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 2 月 24 日 一部改正）

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表 4. 材料プロセス工学科の履修表中、建築設計製図 IV については、平成 19 年 4 月 1 日から適用し、家族の生活と住まい及び住まいの計画については、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 2 月 23 日 一部改正）

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日 一部改正）

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表 4. 物質科学科の履修表中、太陽電池工学については、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表 7. 学芸員の資格を取得するための履修方法は、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日 一部改正）

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 建築・生産設計工学科の履修表中、企業実践プロジェクトについては、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月24日 一部改正）

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月24日 一部改正）

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 数理・情報システム学科の履修表中、数学海外演習については、平成26年度以前の入学生（当該入学者と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）にあっても適用する。

附 則（平成28年2月24日 一部改正）

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 理工特別コースの履修表中、備考3については、平成26年度及び平成27年度入学生（当該入学者と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）にあっても適用する。

附 則（平成29年2月22日 一部改正）

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 各学科の履修表中、海外就業体験については、平成27年度及び平成28年度入学生（当該入学者と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）にあっても適用する。

附 則（平成30年2月28日 一部改正）

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月20日 一部改正）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Materials Science 及び別表6. 教職に関する科目の単位の履修方法の備考6のいずれかに該当する場合は、平成30年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和2年2月19日 一部改正）

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Introduction to high-temperature materials については、令和元年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日 一部改正）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Phase diagrams and alloy design については、令和2年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和4年2月16日 一部改正）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Physical Metallurgy of Engineering Alloys, Materials Processing for Control of Properties and Performance, 材料科学から社会を見る, 別表9. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、外書輪読, Materials Science, Introduction to high-temperature materials, Phase diagrams and alloy design, Physical Metallurgy of Engineering Alloys, Materials Processing for Control of Properties and Performance, 別表5. 数理科学科の履修表, 別表6. 3(4) 数理科学科の中学校, 高等学校教諭一種免許状(数学)の各表, 及び別表9. 数理科学科の履修表にある、離散数学, 別表6. 【教職実践演習について】, については、令和3年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。理工特別コース（学部共通）の

履修表（備考3の（3）⑤の括弧書，（5）①及び③のただし書を除く。）については，令和2年度及び令和3年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この細則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表5．及び別表9．各学科の履修表にある理工学PBL実習A，理工学PBL実習B，データサイエンス基礎，AI基礎，別表5．数理科学科の履修表，別表6．3（4）数理科学科の中学校，高等学校教諭一種免許状（数学）の各履修表，別表6．3（5）知能情報デザイン学科の高等学校教諭一種免許状（情報）の履修表，及び別表9．数理科学科の履修表にある，オペレーションズ・リサーチⅠ，オペレーションズ・リサーチⅡについては，令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。別表5．及び別表9．建築デザイン学科の履修表にある，土質力学Ⅰ，土質力学Ⅱについては，令和4年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和5年3月15日 一部改正）

- 1 この細則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表6．3（4）数理科学科の中学校，高等学校教諭一種免許状（数学）の各履修表，にある，離散数学，オペレーションズ・リサーチⅠ，オペレーションズ・リサーチⅡ，データサイエンスⅢについては，令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年2月21日 一部改正）

- 1 この細則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表5．物質化学科の履修表，別表9．物質化学科の履修表にある有機工業化学については，令和5年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。その際，環境化学コース学生については「専門選択科目」，材料工学特別コース学生については「*（履修することが望ましい授業科目）」とする。別表5建築デザイン学科の履修表にある備考4については，令和5年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年5月29日 一部改正）

- 1 この細則は，令和6年5月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表6．3（4）数理科学科の中学校，高等学校教諭一種免許状（数学）の各履修表，別表6．3（5）知能情報デザイン学科の高等学校教諭一種免許状（情報）の履修表については，令和5年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年9月18日 一部改正）

- 1 この細則は，令和6年9月18日から施行し，令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表5．地球科学科の履修表にある備考1ただし書き，別表9．地球科学科の履修表にある備考2ただし書きについては，令和5年度の入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この細則は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和8年3月25日 一部改正）

- 1 この細則は，令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和8年6月24日 一部改正）

この細則は，令和8年6月24日から施行する。ただし，この細則による改正後の履修細則別表3及び別表4の規定は，令和7年度以降の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者について，適用する。

総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項

(平成16年 3月17日 制定)
〔令和7年3月26日 最終改正〕

(趣旨)

第1条 この要項は、総合理工学部規則第13条第2項の規定に基づき、島根大学総合理工学部（以下「本学部」という。）において履修できる単位数の上限に関し、必要な事項を定める。（理工研究者特別コース及びバイリンガル教育コース学生も含む。）

(対象科目)

第2条 履修科目の登録（以下「履修登録」という。）の上限の対象となる授業科目は、本学部の課程修了の要件として履修する授業科目とする。ただし、集中講義として開講する授業科目は上限単位数の対象としない。

(上限単位数)

第3条 履修登録の上限単位数については、次のとおりとする。

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
総合理工学科	各期 30							

(履修登録単位数の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、履修登録の上限単位数を超えて授業科目の登録を認めることがある。

- 一 成績優秀者
- 二 3年次編入学者
- 三 再履修者
- 四 その他学科で認める者

(履修指導)

第5条 前条の規定により履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修するにあたっては、履修授業科目、単位数等適切な履修指導を行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月19日 一部改正）

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月23日 一部改正）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 3月19日 一部改正）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年 5月28日 一部改正）

この要項は、平成26年5月28日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年 1月27日 一部改正）

- 1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 2月28日 一部改正）

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この要項は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の総合理工学部における履修科目の登録の上限に関する要項第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、知能情報デザイン学科に係る令和6年度入学者及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、2年次の履修登録の上限単位数を前期、後期とも30単位に変更する。

「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ

(平成16年3月17日 制 定)

[令和7年3月26日 最終改正]

インターンシップ制度により就業体験を履修した学生の成績評価及び単位認定について、次のとおり申合せを。

(認定科目)

- 1 授業科目名、単位数及び実施学年は別表のとおりとする。

(単位認定の申請)

- 2 単位認定を受けようとする学生は、教育・学生委員長に願い出なければならない。

(成績評価の方法)

- 3 成績の評価は、インターンシップ制度により学生を受け入れた企業等の指導責任者が行う次の項目についての評価並びに大学教育センターが行う事前指導及び事後指導に関する評価により行うものとする。

評価項目

出席状況、就業態度、責任感、積極性、協調性、テーマへのアプローチ

(単位の認定)

- 4 教育・学生委員長は、第2項の規定により就業体験単位認定願の提出があったときは、教育・学生委員会の議を経て、前項の評価に基づき単位の認定を行うものとする。
- 5 教育・学生委員長は、単位認定結果を当該学生に通知するものとする。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月22日 一部改正)

この申合せは、平成17年6月22日から施行する。

附 則 (平成20年1月30日 一部改正)

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月19日 一部改正)

- 1 この申合せは、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月21日 一部改正)

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月19日 一部改正)

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月22日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日 一部改正）

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この申合せによる改正後の「就業体験実習（インターンシップ）」の成績評価及び単位認定に関する申合せ別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

学 科	授 業 科 目 名	単位数	実施学年
総合理工学科	就業体験	1	2・3・4年

総合理工学部 3 年次編入学者に対する在学年限についての確認事項

平成 17 年 3 月 10 日
学 生 委 員 会 確 認
平成 17 年 3 月 16 日
教 授 会 確 認

- 学則第 9 条の規定に基づき，総合理工学部 3 年次に編入学した学生の総合理工学部規則
第 16 条に定める在学年限は，4 年とする。

総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せ

(平成18年10月25日 制 定)

(令和7年3月26日 最 終 改 正)

総合理工学部における3年次編入学者(以下、「編入学者」という。)に係る既修得単位の認定の手続きについては、この申合せによるものとする。

1. 既修得単位の認定に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 既修得単位認定願(別紙様式1)
- (2) 入学前の大学等の履修規則(1単位の授業時間数が分かるものを含む。)
- (3) 学業成績証明書(提出時に履修中の科目がある場合は、その旨が記載されたもの。)
- (4) シラバス(教科書名を含む。)又は授業内容記載書
- (5) その他認定に必要な書類

2. 既修得単位の認定は次の基準によるものとする。

(1) 全学基礎教育科目

① 数理科学科, 知能情報デザイン学科, 機械・電気電子工学科, 建築デザイン学科

島大 STEAM 科目群, ユニバーサル科目群, 地域創生科目群, 教養育成科目群から修得すべき最低修得単位数32単位については本学部で修得したものととして、一括認定する。

② 物理工学科, 物質化学科, 地球科学科

教養育成科目群の健康・スポーツまたは芸術文化Ⅰとして修得すべき最低修得単位数2単位, 人文社会科学分野及び自然科学分野から修得すべき最低修得単位数8単位, 及び島大 STEAM 科目群, ユニバーサル科目群, 地域創生科目群及び教養育成科目群から選択して修得すべき最低修得単位数6単位については、本学部で修得したものととして、一括認定する。

上記の16単位を除いた全学基礎教育科目は、授業内容を審査し、本学部の授業科目と同等と学部長が認めるものについて、個別に認定する。

(2) 専門教育科目

① 物理工学科

専門教育科目(基盤科目)のうち、「基礎数学入門」「物理数学基礎Ⅰ」「物理数学演習A・B」「基礎物理学A」「基礎物理学B」「力学演習A・B」「フレッシュマンセミナー」「物理化学基礎」、及び専門教育科目(専門必修科目)のうち、「線形代数基礎」「電磁気学演習A・B」「情報科学演習」については、本学部で修得したものととして、一括認定する。

② 地球科学科

専門教育科目(基盤科目)のうち、「地球科学フィールドセミナー」「地球応用数学」「地球基礎物理学」「地球基礎化学」「地球情報解析学」については、本学部で修得したものととして、一括認定する。

③ 機械・電気電子工学科

専門教育科目(基盤科目)として修得すべき最低修得単位数16単位については本学部で修得したものととして、一括認定する。

なお、全学科とも、上記以外の専門教育科目は、授業内容を審査し、本学部の授業科目と同等と学部長が認めるものについて、個別に認定する。

3. 個別認定の手順は次のとおりとする。

- (1) 松江地区学部等事務部学務課（以下、「学務課」という。）は、編入学者選抜試験合格者から入学確約書が提出された場合には、速やかに第1項に掲げる書類を提出するよう入学確約書提出者に依頼するものとする。
- (2) 学務課は、個別認定しようとする科目が全学基礎教育科目ユニバーサル科目群（外国語）の場合は、外国語教育センター長、教職科目の場合は教育学部附属教師教育研究センター長、全学開放科目の場合は開講する学部の長に第1項で提出させた書類を添付して審査の依頼をするものとする。また、認定しようとする科目が専門教育科目の場合は、入学しようとする学科の学科長に審査を依頼するものとする。
- (3) 学科長は、前号の依頼を受けた場合は、本学で認定しようとする授業科目を開設する担当教員に対し、審査を依頼するものとする。
- (4) 担当教員は、関連資料に基づき認定の有無について審査しなければならない。この場合において、必要に応じて本人に対し面接又は試験を実施することができる。

4. 単位の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 入学前に取得した単位の授業時間数及び授業内容を勘案し、入学後に取得したものとして与える単位を認定するものとする。
 - (2) 入学前に取得した複数の科目を入学後の1科目として単位を認定する場合は、授業時間数及び授業内容を勘案し、認定するものとする。
 - (3) 機械・電気電子工学科に入学する編入学者は、専門教育科目（基盤科目を除く。）の単位認定は30単位を限度とする。
 - (4) 成績評価については、入学前に取得した単位の評価に対応する評価を基本とする。ただし、複数の科目を入学後の1科目として単位認定する場合の評価については、認定を行う教員の判断によるものとする。
5. 既修得単位として個別認定を受けた授業科目は、入学後に履修しても単位としては認定しない。
6. この申合せに定めるもののほか、既修得単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年10月24日 一部改正）

この申合せは、平成19年10月24日から実施する。

附 則（平成24年3月19日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成24年4月1日から実施し、平成26年度3年次編入学者から適用する。
- 2 平成25年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月21日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から実施し、平成27年度3年次編入学者から適用する。

- 2 平成26年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月24日 一部改正）
正)

この申合せは、平成26年2月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月22日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から施行し、平成32年度3年次編入学者から適用する。ただし、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せ（以下「改正後の申合せ」という。）第3項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成31年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の申合せ（第3項を除く。）の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月20日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位認定に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月24日 一部改正）

- 1 この申合せは、令和元年7月24日から施行し、令和2年度3年次編入学者から適用する。
- 2 平成31年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月17日 一部改正）

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和5年度3年次編入学者から適用する。
- 2 令和4年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月22日 一部改正）

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日 一部改正）

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から施行し、令和7年度3年次編入学者から適用する。

- 2 令和6年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から施行し、令和8年度3年次編入学者から適用する。
- 2 令和7年度以前の3年次編入学者については、この申合せによる改正後の総合理工学部における3年次編入学者の入学前の既修得単位に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

総合理工学部における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項

(平成20年1月30日 制定)

[令和7年3月26日 最終改正]

- 1 この要項は、成績の評価に関する取扱要項の規定に基づき、島根大学総合理工学部における成績評価の疑義に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 成績評価に関する問合せは、成績の評価に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）第5項第2号に定める取扱いとする。
- 3 学部専門教育科目に係る不服申し立ての手続き等は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、成績評価に係る不服申立書（別紙様式第1号）（以下「申立書」という。）に必要事項を記入し、松江地区学部等事務部学務課（以下「学務課」という。）に提示するものとする。
 - (2) 学務課は、学生から提示された申立書の記載内容を確認し、申立書を教育・学生委員長に提出するよう指示するものとする。
 - (3) 教育・学生委員長は、教育・学生委員長及び教育・学生委員若干名で構成される調査委員会を設置するものとする。
 - (4) 調査委員会は、申立書の提出に対して以下のように対応するものとする。ただし、教育・学生委員長又は教育・学生委員が当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）であった場合には、担当教員を除く教育・学生委員長が指名した委員長代行者、教育・学生委員及びその他若干名で構成される調査委員会が対応するものとする。

調査委員会は、

 - 1－1. 当該学生と面談し、申立書の内容確認を行う。
 - 1－2. 担当教員と面談し、申立書の事実確認を行う。
 - 1－3. 成績評価に係る不服申立に対する回答書（別紙様式第2号）（以下「回答書」という。）を作成し、担当教員に提示する。

解決案（回答書）を担当教員が受け入れた場合

 - 1－4. 学務課に対し、当該学生を教育・学生委員長の元に出向させるよう依頼する。
 - 1－5. 教育・学生委員長は、当該学生に対し回答する。

解決案（回答書）を担当教員が受け入れなかった場合

 - 1－6. 担当教員が関係する学科長又はと面談し経過説明を行うと共に、学科又はでの検討を開始し、検討結果報告書（様式任意）を教育・学生委員長あてに提出するよう依頼する。
 - 1－7. 検討結果報告書受領後、直近の教育・学生委員会並びに学部教授会に諮るものとする。
 - 1－8. 上記会議の結果を受け、教育・学生委員長は、当該学生に会議の結果等を伝える。
- 4 学生が申立てをできる期間は、成績通知の日から起算して20日以内とする。
- 5 卒業又は修了予定学期の学生に係る成績評価に関する不服申立てについては、前項の規定にかかわらず、授業担当者の説明を受けた日から原則として3日以内とする。
- 6 成績評価に係る不服申立ては、当該期間の当該科目に対して一回のみとする。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 成績評価に関する不服申立てへの対応に係る申合せ（平成18年10月25日教授会申合せ）は廃止する。

附 則（平成24年3月19日 一部改正）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この要項による改正後の島根大学総合理工学部・総合理工学研究科における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成26年2月24日 一部改正）

- 1 この要項は，平成26年4月1日から実施する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この要項による改正後の島根大学総合理工学部・総合理工学研究科における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日 一部改正）

- 1 この要項は，平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

- 1 この要項は，令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和4年3月22日 一部改正）

- 1 この要項は，令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年7月27日 一部改正）

- 1 この要項は，令和4年7月27日から実施する。

附 則（令和7年3月26日 一部改正）

- 1 この要項は，令和7年4月1日から実施する。

（別紙様式第1号～2号省略）

総合理工学部学生の博士前期課程授業科目の履修に関する要項

(平成23年2月23日制定)

[令和6年2月21日 最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、学則（平成16年島大学則第2号）第31条の2の規定に基づき、島根大学総合理工学部の学生が大学院自然科学研究科博士前期課程（以下「研究科博士前期課程」という。）の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 早期履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学生に対して研究科博士前期課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第3条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- 一 履修時に卒業予定年次に在籍し、卒業研究又は卒業論文を履修する者
- 二 研究科博士前期課程に進学を志望し、指導教員から推薦のあった者

(申請手続)

第4条 早期履修を希望する者は、あらかじめ授業担当教員の許可を得て、前期及び通年開講科目については履修しようとする年度の前期履修登録期間終了日までに、後期開講科目については後期履修登録期間終了日までに早期履修申請書（別紙様式）により、学部長に申請するものとする。

(学部長の推薦)

第5条 学部長は、早期履修が教育上有益と認めるときは、研究科長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第6条 研究科長は、前条の推薦に基づき審査の上、早期履修を許可するものとし、学部長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第7条 履修科目として申請することができる単位数は、10単位までとする。ただし、島根大学大学院自然科学研究科規則（平成30年島大自然科学研究科規則第1号。以下「研究科規則」という。）別表第1の各教育コース履修表に掲げる授業科目のうち、次に掲げる授業科目の単位はこれに含めることができない。

アカデミック英語演習Ⅰ,Ⅱ, 工科系英語演習, 研究と倫理, 研究力とキャリアデザイン, 学際プレゼンテーション入門, 英語による発表技術, 実践教育プロジェクトⅠ,Ⅱ,Ⅲ, 海外インターンシップ, 地域再生システム特論, 植物機能開発学特論, セミナーⅠ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ, 特別研究Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ, 医理工農連携科目

(単位の授与)

第8条 単位の授与については、研究科規則第20条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第9条 第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については、早期履修者が卒業後研究科博士前期課程に入学した場合に限り、10単位の範囲内で修了要件単位に含めることができる。

2 早期履修者が修得した単位は、学部の卒業要件単位に含めることはできない。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施し、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成26年7月23日一部改正）

この要項は、平成26年7月23日から実施する。

附 則（平成27年2月24日一部改正）

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成30年2月28日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年7月22日一部改正）

この要項は、令和2年7月22日から実施する

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する

附 則（令和4年1月26日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する

附 則（令和6年2月21日一部改正）

この要項は、令和6年4月1日から実施する

総合理工学部における学際的卒業研究に関する取扱要項

(平成25年3月21日 制定)

[令和6年2月21日 最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、総合理工学部履修細則（平成16年島大総合理工学部細則第1号）別表4に規定する卒業論文、卒業研究（以下「卒業研究等」という。）の履修における学際的卒業研究の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学際的卒業研究とは、学生が本学部の指導教員（以下「主指導教員」という。）の指導の下で本学部以外の教員（以下「副指導教員」という。）の指導も併せて受けながら学際領域の研究を行う卒業研究等をいうものとする。

(申請)

第3条 学際的卒業研究を希望する者は、学際的卒業研究認定願を、主指導教員及び副指導教員の承認を得て、4年次前期の所定の期日までに学部長に提出しなければならない。ただし、早期卒業資格認定者にあつては、3年次前期の所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 学部長は、前条の願い出があつたときは、教授会の議を経て当該学生が履修する卒業研究等を学際的卒業研究として承認することができる。

2 前項の規定により承認された場合、当該学生の申請に基づき履修の事実を証する学際的卒業研究履修証明書を交付するものとする。

3 学部長は、学際的卒業研究として承認したときは、その旨を副指導教員の所属学部長又は所属センター長に通知するものとする。

(成績の評価)

第5条 学際的卒業研究の成績評価については、主指導教員及び副指導教員協議の上、主指導教員が行うものとする。

(修得証明書の交付)

第6条 学際的卒業研究として承認された卒業研究等の単位を修得した者の申請に基づき、学際的卒業研究単位修得証明書を交付するものとする。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成22年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和6年 2月21日 一部改正）

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

学際的卒業研究履修証明書

所属学部
氏 名

学部
学 科

本学部の教育課程における卒業論文又は卒業研究において、下記の学際的卒業研究を履修中であることを証明します。

記

研究(論文)題目

主指導教員
副指導教員

学部
学 科

年 月 日

総合理工学部長

印

学際的卒業研究単位修得証明書

所属学部
氏 名

学部
学 科

上記の者は、下記の学際的卒業研究により、本学部の教育課程における卒業論文又は卒業研究の単位を修得したことを証明します。

記

研究(論文)題目

主指導教員
副指導教員

学部
学 科

年 月 日

総合理工学部長

印

総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項

(平成28年2月24日 制 定)

[令和7年5月28日 最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、地域人材育成コースに関する取扱要項(平成26年12月25日学長決裁。以下「取扱要項」という。)第7条の規定に基づき、総合理工学部における地域人材育成コースの教育プログラム等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(育成する人材像)

第2条 地域人材育成コースは、基礎から応用、理学から工学の幅広い専門知識・技術により地域の活性化に寄与する人材を育成する。

(教育プログラム)

第3条 開設する教育プログラムは、次の各号に掲げる地域関連科目及び地域人材育成コースセミナーよりなる。

- 一 ベースストーン科目 (以下第4条において「BS科目」という。)
- 二 キャップストーン科目 (以下第4条において「CS科目」という。)
- 三 地域貢献インターンシップ
- 四 地域人材育成コースセミナー

(履修資格及び修了要件等)

第4条 前条の教育プログラムの履修資格、構成する授業科目(BS科目、CS科目、地域貢献インターンシップ)及び履修方法並びに修了要件については、別紙に定めるところによる。

(事務)

第5条 地域人材育成コースに関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、地域人材育成コースに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成29年2月22日 一部改正)

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 平成28年度の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年2月28日 一部改正)

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項(「以下「改正後の要項」という。)」の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の要項第5条については、平成28年度入学生から適用する。

附 則(平成31年2月20日 一部改正)

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。

- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項（「以下「改正後の要項」という。」）の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，改正後の要項第5条については，平成28年度入学生から適用する。

附 則（令和2年2月19日 一部改正）

- 1 この要項は令和2年4月1日から実施する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この要項は令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和3年3月17日 一部改正）

- 1 この要項は令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和4年3月22日 一部改正）

- 1 この要項は令和4年4月1日から実施する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別紙 建築デザイン学科のキャップストーン科目表にある 建築構造・環境フィールドワーク については，建築デザイン学科の令和2年度及び令和3年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この要項は令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，各学科の別紙の履修表中，キャップストーン科目表にある「地域プロジェクト型実習」については，令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学，又は再入学するものも含む。）にあっても適用する。別紙 物質化学科，地球科学科，機械・電気電子工学科，建築デザイン学科の地域貢献インターンシップ表にある理工学PBL実習A，理工学PBL実習B については，物質化学科，地球科学科，機械・電気電子工学科，建築デザイン学科の令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学，又は再入学するものも含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年2月21日 一部改正）

- 1 この要項は令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 2 6 日 一 部 改 正）

- 1 この要項は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 令和 6 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 2 8 日 一 部 改 正）

- 1 この要項は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 令和 6 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別紙

総合理工学科

教育プログラム（１０単位以上）

履修資格

本プログラムの履修資格は、次のとおりとする。
令和７年度以降に地域志向入試を経て入学した者

構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。
なお、履修年次等は年度ごとに配付する「授業科目一覧」を参照すること。

ベースストーン科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	プロジェクトデザイン	2		4 以上
		イノベーション創成基礎セミナーⅠ	2		
		イノベーション創成基礎セミナーⅡ	2		
	地域創生科目群	島根学	2		
		汽水域の科学（入門編）	2		
		汽水域の科学（応用編）	2		
		山陰地域の自然災害	2		
		フィールドで学ぶ「斐伊川百科」	2		
		ジオパーク学入門	2		
		ジオパーク学各論	2		
		地域博物館へのいざない	2		
専門人材教育科目	創造理工学Ⅰ	2			
	アルゴリズム基礎	2			
	基幹数理概論	2			
	自然環境・住環境Ⅰ	2			
	地球科学基礎演習	2			
	建築デザイン概論	2			
	しまね建築学	2			
	合 計			4 以上	

※ イノベーション創成基礎セミナーⅠ、イノベーション創成基礎セミナーⅡの履修を推奨する。

キャップストーン科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎 教育科目	地域創生科目群	地域プロジェクト型実習	2		4 以上
	専門人材教育科目	社会実装セミナーⅡ（知財戦略論）	2		
社会実装セミナーⅡ（経営のデータ戦略）		2			
社会実装セミナーⅡ（デザインと数学）		2			
社会実装セミナーⅡ（理工系の経済論）		2			
創造理工学Ⅱ		2			
数値計算法		2			
展開数理概論		2			
自然環境・住環境Ⅱ		2			
物理学実験Ⅱ		4			
自然災害・防災学		2			
地質学と社会		1			
建築設計製図Ⅲ		2			
合 計			4 以上		

地域貢献インターンシップ

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎 教育科目	社会人力養成科目	地域共創インターンシップA	2		2 以上
		地域共創インターンシップB	2		
合 計				2 以上	

地域人材育成コースセミナー

地域人材育成コースの学生は、協働共学の機会として地域未来協創本部が開催する正課外のセミナー等に参加することができる。ただし、地域人材育成コースの入学セミナーについては、特段の事由がある場合を除き参加しなければならない。

修了要件

- 次の要件をすべて満たすこと。
- 一 所属する学科の卒業要件を満たすこと。
 - 二 上記履修表により履修し、ベースストーン科目から４単位、キャップストーン科目から４単位及び地域貢献インターンシップから２単位を含む合計１０単位以上を修得すること。

総合理工学部における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項

(平成30年3月20日 制定)

[令和7年11月28日 最終改正]

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学総合理工学部（以下「学部」という。）から島根大学大学院自然科学研究科博士前期課程（以下「大学院」という。）まで一貫した教育を行う「学部・博士前期一貫プログラム」（以下「一貫プログラム」という。）を学部において実施するために必要な事項を定める。

(一貫プログラムの開設)

第2条 一貫プログラムの修学期間は、学部3年間、大学院2年間とする。

2 次のいずれかに該当する者については、一貫プログラムの対象者とししない。

- 一 編入学者
- 二 再入学者
- 三 転入学者

(履修開始時期)

第3条 一貫プログラムの履修は、2年次開始時からとする。

(申請資格)

第4条 一貫プログラムの履修を申請できる者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- 一 1年次終了時まで、卒業要件として学部の定める単位数（以下「卒業要件単位数」という。）を40単位以上修得した者
- 二 1年次終了時まで修得した単位のGPAが、所属する年次の上位10%以内の者

(履修許可手続)

第5条 一貫プログラムの履修を希望する者は、1年次の指定された期日までに、一貫プログラム履修資格認定申請書（別紙様式）により学部長に願い出なければならない。

2 別紙様式の提出は、電子媒体によることができる。なお、Microsoft Forms等のシステムを使用する場合には、別紙様式に代えて、当該システムで作成したフォームにより願い出るものとする。

第6条 前条第1項の申請があった場合は、教育・学生委員会において提出書類の審査及び面接を行い、審査結果を教授会に報告するものとする。

2 教授会は、教育・学生委員会の審査結果報告に基づき、一貫プログラムの履修資格を判定する。

(履修上の措置)

第7条 一貫プログラムの履修を許可された者（以下「プログラム履修生」という。）については、各授業科目の履修開始年次及び1学期間に履修できる単位数の上限を適用しないこととする。この場合において、プログラム履修生は、指導教員の指導の下に履修授業

科目、単位数等適切に履修登録するものとする。

- 2 プログラム履修生は、3年次から社会実装セミナーⅣを履修することができる。なお、3年次での社会実装セミナーⅣの履修を可能とするため、学科で必要と認めれば、授業科目の履修要件等の制限は適用されない。

(成績要件確認)

第8条 プログラム履修生に対しては、2年次終了時に、引き続き3年次において一貫プログラムを履修するための成績要件の確認を行う。

- 2 前項の成績要件は、2年次の年度末までに卒業要件の単位を90単位以上修得していることとし、教育・学生委員会において確認を行い、その結果を教授会に報告するものとする。
- 3 教授会は、教育・学生委員会の成績要件確認報告に基づき、一貫プログラムの履修の資格を確認する。
- 4 審査の結果、第2項に定める成績要件を満たさなかったプログラム履修生については、一貫プログラムの履修の継続を認めない。

(早期卒業の要件)

第9条 プログラム履修生は、次の全ての要件を満たしている場合に限り早期卒業ができるものとする。

- 一 在学期間が3年以上であること。
- 二 3年次終了時まで、卒業要件単位数を満たしていること。
- 三 本学大学院自然科学研究科入学試験に合格していること。

(卒業判定手続)

第10条 プログラム履修生の卒業の判定に当たっては、3年次終了時に運営企画会議で前条の要件を審査し、審査結果を教授会に報告するものとする。

第11条 学部長は、運営企画会議の審査結果に基づき、教授会において卒業の判定を行う。

(大学院進学手続等)

第12条 プログラム履修生が大学院に進学する手続等については別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月23日 一部改正)

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則 (令和6年2月21日 一部改正)

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月26日 一部改正)

- 1 この要項は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の総合理工学部における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和7年11月28日 一部改正)

- 1 この要項は、令和7年11月28日から実施する。

- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この要項による改正後の総合理工学部における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

年 月 日

総合理工学部長 殿

一貫プログラム履修資格認定申請書

学生番号 _____

氏名 _____

進学を希望する博士前期課程のコース _____

学部・博士前期一貫プログラムの履修を希望しますので、申請します。

総合理工学部における学部・博士前期一貫プログラム

時 期	項 目	該当機関等	認定要件等
1 年次 3 月	プログラム履修申請		申請資格： ・要卒単位 40 単位以上修得 ・G P A / 学年の上位 10 % 提出書類：申請書
2 年次 4 月	プログラム履修資格の審査 審査結果報告 プログラム履修認定 プログラム履修認定通知 履修計画の作成 履修登録上限超過等申請 2 年次前期履修	教育・学生委員会 教育・学生委員会→教授会 教授会 指導教員等→該当学生 該当学生→松江地区学部等事務部学務課	書類審査（提出書類）・面接 履修上の特例措置 （履修登録上限除外，年次制限除外） 指導教員による履修指導 申請書の提出
1 0 月	履修登録上限超過等申請 2 年次後期履修	該当学生→松江地区学部等事務部学務課	申請書の提出 指導教員による履修指導
3 月	成績要件確認 成績要件確認結果報告 プログラム履修資格確認 プログラム履修資格確認通知	教育・学生委員会 教育・学生委員会→教授会 教授会 指導教員等→該当学生	・要卒単位 90 単位以上修得 ・G P A / 学年の上位 10 %
3 年次 4 月	履修登録上限超過等申請 3 年次前期履修	該当学生→松江地区学部等事務部学務課	申請書の提出 指導教員による履修指導 （社会実装セミナーⅣ等履修，履修登録上限除外，年次制限除外）
1 0 月	履修登録上限超過等申請 3 年次後期履修	該当学生→松江地区学部等事務部学務課	申請書の提出 指導教員による履修指導
3 月	卒業判定 審査結果報告 卒業認定 卒業認定通知 卒業	運営企画会議 運営企画会議→教授会 教授会 松江地区学部等事務部学務課→該当学生	・在学期間 3 年以上 ・要卒単位 124 単位以上修得 ・G P A / 学年の上位 10 %程度

大学院自然科学研究科における学部・博士前期一貫プログラムに関する取扱要項

(平成30年4月1日制定)

[令和2年12月23日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学総理工学部又は島根大学生物資源科学部（以下「学部」という。）から島根大学大学院自然科学研究科博士前期課程（以下「大学院」という。）まで一貫した教育を行う「学部・博士前期一貫プログラム」（以下「一貫プログラム」という。）を大学院において実施するために必要な事項を定める。

(一貫プログラムの種類)

第2条 一貫プログラムは、次の各号のとおりとする。

- 一 プログラムA（学部3年間，大学院2年間）
- 二 プログラムB（学部4年間，大学院2年間）

(履修生の選考方法)

第3条 大学院における一貫プログラム履修生の選考は、学部において一貫プログラムを履修している学生のみを対象とした入学試験により行う。この入学試験では面接のみを行い、面接結果を基に可否を判定する。

(早期修了)

第4条 プログラムAを履修する学生は、大学院を早期に修了することはできない。

2 プログラムBを履修する学生のうち、優秀な者は大学院を1年間で修了することも可能とする。その場合の取扱い「大学院自然科学研究科博士前期課程における早期修了に関する取扱要項」及び「大学院自然科学研究科博士前期課程における早期修了に関する申合せ」によるものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

総合理工学部におけるクロス教育に関する取扱要項

(令和6年3月13日 制 定)

[令和7年3月26日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、クロス教育に関する取扱要項（令和6年2月16日副学長（教育・学生支援担当）決裁。）第2条第3号の規定に基づき、総合理工学部における同学部異領域専門プログラム（以下「プログラム」という）に関し、必要な事項を定める。

(プログラム)

第2条 総合理工学部において開設するプログラムは、次のとおりとする。

- 一 物理工学専門プログラム（物理）
- 二 物質化学専門プログラム（化学）
- 三 地球資源環境・防災科学専門プログラム
- 四 数理・データサイエンス専門プログラム（数理）
- 五 AI・コンピュータ科学専門プログラム（情報）
- 六 機械電気電子専門プログラム（機電）
- 七 建築デザイン専門プログラム（建築）
- 八 先端ものづくり専門プログラム
- 九 数理データサイエンス・IT・デジタル専門プログラム
- 十 自然環境・住環境専門プログラム

2 前項のプログラムのうち、第一号から第七号のプログラムについては、令和6年度入学生、第八号から第十号のプログラムについては、令和7年度以降入学生のみ履修可能とする。

(履修資格及び修了要件等)

第3条 前条に規定するプログラムの履修資格、履修手続、修了要件及び履修証明書交付要件並びに構成する授業科目及び履修方法については、別紙に定めるところによる。

2 前条第八号から第十号のプログラムについては、いずれか1プログラムのみ、履修可能とする。

(企画・実施)

第4条 プログラムの企画・実施は、総合理工学部教育・学生委員会において行う。

(事務)

第5条 島大クロス教育に関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、クロス教育の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施し、令和6年度入学生から適用する。

附 則（令和6年9月18日一部改正）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

物理学専門プログラム(物理) (10単位)

(1) プログラムの目的

総合理工学部の物理工学科以外の学生が、物理学専門プログラムを学ぶために必要となる専門的な事項を学習する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2) プログラムの学修到達目標

- ①物理学、電子デバイス工学、材料科学の興味について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ②物理学、電子デバイス工学、材料科学分野の調査・分析手法を理解することができる。
- ③物理学、電子デバイス工学、材料科学の重要性について他者に解説し発表することができる。
- ④物理学、電子デバイス工学、材料科学について、討論の場に主体的に参画することができる。
- ⑤物理学、電子デバイス工学、材料科学の専門的な内容について他者と議論し、合意を形成することができる。

(3) 履修資格

令和6年度に入学した者

(4) 履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続をしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5) 修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、選択科目10単位以上を修得すること。

(6) 履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7) 構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	材料科学序論	2		10
	電子工学概論	2		
	物理数学基礎Ⅰ	2		
	力学	2		
	電磁気学Ⅰ	2		
	デバイス材料工学基礎	2		
	物理学概論	2		
合 計			10	

別紙

物質化学専門プログラム(化学)(10単位)

(1)プログラムの目的

総合理工学部の物質化学科以外の学生が、物質化学プログラムを学ぶために必要となる専門的な事項を学習する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①物質化学について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ②物質化学について調査・分析することができる。
- ③物質化学について発表することができる。
- ④物質化学の諸問題に対して主体的に参画することができる。
- ⑤物質化学について他者と議論し、合意を形成することができる。

(3)履修資格

令和6年度に入学した者

総合理工学部物質化学科の学生は本プログラムを履修することができない。

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、コア科目4単位以上、選択科目6単位以上、計10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 コア科目を4単位修得済み、または履修中であること。
- 三 選択科目を6単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	コア科目	基礎有機化学	2	/	4
		基礎無機化学	2		
		基礎物理化学	2		
		基礎分析化学	2		
	選択科目	物理化学1	2		6
		錯体化学	2		
		無機化学1	2		
		有機化学1	2		
		分析化学	2		
合 計			10		

別紙

地球資源環境・防災科学専門プログラム(10単位)

(1) プログラムの目的

総合理工学部の地球科学科以外の学生が、地球資源環境・防災科学プログラムを学ぶために必要となる専門的な事項を学習する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2) プログラムの学修到達目標

- ①地球環境、地球資源、自然災害について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ②地球環境、地球資源、自然災害について各専門的な調査・解析手法を理解することができる。
- ③地球環境、地球資源、自然災害の各重要性について解説することができる。
- ④地球環境、地球資源、自然災害の諸問題に対して自ら主体的に参画することができる。
- ⑤地球環境、地球資源、自然災害について他者と議論し、合意を形成することができる。

(3) 履修資格

令和6年度に入学した者

(4) 履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5) 修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、コア科目4単位以上、選択科目2単位以上、計10単位以上を修得すること。

(6) 履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 コア科目を4単位修得済み、または履修中であること。
- 三 選択科目を2単位修得済み、または履修中であること。

(7) 構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	コア科目	火成岩岩石学	2	/	4単位以上
		変成地質学	2		
		地球史学	2		
		地層学	2		
	選択科目	構造地質学	2		2単位以上
		地球資源学	2		
		自然災害・防災学	2		
		Earth, a planetary perspective	2		
合 計			10		

別紙

数理・データサイエンス専門プログラム(数理)(10単位)

(1) プログラムの目的

総合理工学部の数理科学科以外の学生が、数理・データサイエンスプログラムを学ぶために必要となる専門的な事項を学習する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2) プログラムの学修到達目標

- ①数理科学やデータサイエンスが用いられている具体的な事例を説明できる。
- ②初歩的な実社会の現象を、数理科学およびデータサイエンスの手法を用いて調査・分析できる。
- ③数理科学およびデータサイエンスで学んだ知識について説明できる。
- ④問題分析や解決が必要となる場に自らの役割を持って、主体的に参画できる。
- ⑤論理的思考能力および抽象化能力をもとに他者と議論し、共通の理解や合意を形成できる。

(3) 履修資格

令和6年度に入学した者

(4) 履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5) 修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、選択科目10単位以上を修得すること。

(6) 履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7) 構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	数学要論Ⅰ	2		10
	数学要論Ⅱ	2		
	線形代数学Ⅰ	2		
	線形代数学Ⅱ	2		
	基礎解析学Ⅰ	2		
	基礎解析学Ⅱ	2		
	数理解析演習セミナーⅠ	2		
	数理解析演習セミナーⅡ	2		
	数理構造演習セミナーⅠ	2		
	数理構造演習セミナーⅡ	2		
合 計			10	

別紙

AI・コンピュータ科学専門プログラム(情報)(10単位)

(1)プログラムの目的

総理工学部の知能情報デザイン学科以外の学生がAI・コンピュータ科学プログラムを学ぶために必要となる専門的な事項を学習する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①情報通信技術と社会とのかかわりについて、事例を挙げて説明することができる。
- ②情報システムを創造する情報技術者としての責任をさまざまな角度から捉えて説明することができる。
- ③情報システム構築のための知識・技術を具体的に説明することができる。
- ④情報セキュリティにおけるさまざまな脅威と対策技術について説明することができる。
- ⑤知識発見や知能情報処理に関する科学的・工学的手法の原理を理解し、使用することができる。

(3)履修資格

令和6年度に入学した者

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
 - 二 下記履修表により履修し、選択科目10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 3年次以上の学生であること。
 - 二 選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	情報と社会・倫理	2		10
	コンピュータセキュリティ	2		
	計算機アーキテクチャ	2		
	ソフトウェア工学	2		
	マルチメディア工学	2		
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション	2		
	情報と職業	2		
	データサイエンスⅠ	2		
	データサイエンスⅡ	2		
	データベース	2		
	コンピュータネットワーク	2		
合 計			10	

別紙

機械電気電子専門プログラム(機電)(10単位)

(1)プログラムの目的

総合理工学部の機械・電気電子工学科以外の学生が、機械電気電子専門プログラムを学ぶための基礎となる専門科目を学習する。当該プログラムの基礎的かつ重要な内容について学生の興味に従って学び、また、課題に取り組むことで、専門的な事項の理解を深める。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①機械工学と電気電子工学を構成する学問分野の例を挙げることができる。
- ②機械工学と電気電子工学のいくつかの分野の概要を説明できる。
- ③機械工学と電気電子工学のいくつかの分野の基本的な知識を有する。
- ④機械工学と電気電子工学のいくつかの分野の演習問題を解くことができる。
- ⑤機械工学と電気電子工学のいくつかの技術について、社会の中でどのように使われているか説明できる。

(3)履修資格

令和6年度に入学し、機械・電気電子工学の基礎的な科目の修得に興味と熱意を持って取り組める者

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、選択科目10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 選択科目を8単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	流体力学基礎	2		10
	材料力学I	2		
	機械力学I	2		
	制御工学 I	2		
	工業熱力学	2		
	回路理論 I	2		
	計測工学基礎	2		
	信号理論	2		
合 計			10	

別紙

建築デザイン専門プログラム(建築)(10単位)

(1)プログラムの目的

総合理工学部の建築デザイン学科以外の学生が、建築デザインプログラム専門プログラムを学ぶために必要となる専門的な事項を学習する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①建築デザインの取り組みについて、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ②建築住環境もしくは建築構造について簡便な数量計算の手法を用いて調査・分析することができる。
- ③建築デザインに関する調査結果を実演・実践・発表することができる。
- ④建築実例見学の場に自らの役割を持って、主体的に参画することができる。
- ⑤建築デザインに関する社会的ニーズについて他者と議論し、合意を形成することができる。

(3)履修資格

令和6年度入学した者

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続をしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、コア科目4単位以上、選択科目6単位以上、計10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 コア科目を4単位修得済み、または履修中であること。
- 三 選択科目を6単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度入学生用)

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	コア科目	現代建築論	2		4
		住環境基礎	2		
		建築構造基礎	2		
	選択科目	しまね建築学	2		6
		建築計画学	2		
		都市計画論	2		
		建築都市空間論	2		
		住環境工学I	2		
		建築材料学	2		
		風土と住まい	2		
		景観論	2		
合 計			10		

別紙

先端ものづくり専門プログラム(10単位)

(1)プログラムの目的

総合理工学部の先端ものづくり分野以外の標準履修モデルを選択している学生が、先端ものづくり分野の内容を学ぶために必要となる専門的な事項を学修する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2)プログラムの学修到達目標

- ① 先端ものづくり分野における基礎や応用について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ② 先端ものづくり分野における研究・開発の手法などについて調査・分析することができる。
- ③ 先端ものづくり分野における研究・開発の手法などの調査・分析結果について発表することができる。
- ④ 先端ものづくり分野における諸問題に対して主体的に参画することができる。
- ⑤ 先端ものづくり分野における社会実装について他者と議論し、合意を形成することができる。

(3)履修資格

令和7年度以降に入学した者(先端ものづくり分野に関係する標準履修モデルを選択した学生を除く。)

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、コア科目6単位以上、選択科目4単位以上、計10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 コア科目を6単位以上修得済み、または履修中であること。
- 三 選択科目を4単位以上修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和7年度以降入学生用)

科目区分			授業科目名	単位数	選択
専門教育科目	基礎理工科共通科目	コア科目	フレッシュマンセミナーⅠ	2	6
			フレッシュマンセミナーⅡ	2	
	社会実装セミナーⅠ		2		
	理工グローバルコミュニケーション		2		
	専門人材教育科目	選択科目	物理学序論	2	4
			エンジニアリング入門	2	
			基礎有機化学	2	
			基礎無機化学	2	
			総合理工学とSDGs	2	
合 計				10	

別紙

数理データサイエンス・IT・デジタル専門プログラム(10単位)

(1)プログラムの目的

総合理工学部の数理データサイエンス・IT・デジタル分野以外の標準履修モデルを選択している学生が、数理データサイエンス・IT・デジタル分野の内容を学ぶために必要となる専門的な事項を学修する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①数理データサイエンス・IT・デジタル分野における基礎や応用について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ②数理データサイエンス・IT・デジタル分野における研究・開発の手法などについて調査・分析することができる。
- ③数理データサイエンス・IT・デジタル分野における研究・開発の手法などの調査・分析結果について発表することができる。
- ④数理データサイエンス・IT・デジタル分野における諸問題に対して主体的に参画することができる。
- ⑤数理データサイエンス・IT・デジタル分野における社会実装について他者と議論し、合意を形成することができる。

(3)履修資格

令和7年度以降に入学した者(数理データサイエンス・IT・デジタル分野に関する標準履修モデルを選択した学生を除く。)

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続をしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、コア科目6単位以上、選択科目4単位以上、計10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

次の要件を全て満たすこと。

- 一 3年次以上の学生であること。
- 二 コア科目を6単位以上修得済み、または履修中であること。
- 三 選択科目を4単位以上修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和7年度以降入学生用)

科目区分			授業科目名	単位数	選択
専門教育科目	基礎 理工 共通 目通	コア 科目	フレッシュマンセミナーⅠ	2	6
			フレッシュマンセミナーⅡ	2	
			社会実装セミナーⅠ	2	
			理工グローバルコミュニケーション	2	
	専門 人材 教育 科目 目	選択 科目	数学要論Ⅰ	2	4
			数学要論Ⅱ	2	
			線形代数学Ⅰ	2	
			線形代数学Ⅱ	2	
			基礎解析学Ⅰ	2	
			基礎解析学Ⅱ	2	
			数値計算法	2	
			アルゴリズム基礎	2	
			総合理工学とSDGs	2	
合 計					10

別紙

自然環境・住環境専門プログラム(10単位)

(1) プログラムの目的

総合理工学部の自然環境・住環境分野以外の標準履修モデルを選択している学生が、自然環境・住環境分野の内容を学ぶために必要となる専門的な事項を学修する。当該プログラムの重要なトピックについて学生の興味に従って網羅的に学び、また実例なども交えながらこれら専門的な事項の重要性について学ぶ。

(2) プログラムの学修到達目標

- ① 自然環境・住環境分野における基礎や応用について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ② 自然環境・住環境分野における研究・開発の手法などについて調査・分析することができる。
- ③ 自然環境・住環境分野における研究・開発の手法などの調査・分析結果について発表することができる。
- ④ 自然環境・住環境分野における諸問題に対して主体的に参画することができる。
- ⑤ 自然環境・住環境分野における社会実装について他者と議論し、合意を形成することができる。

(3) 履修資格

令和7年度以降に入学した者(自然環境・住環境分野に関する標準履修モデルを選択した学生を除く。)

(4) 履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続をしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請(※オンラインフォーム)
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5) 修了要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 卒業要件を満たすこと。
 - 二 下記履修表により履修し、コア科目6単位以上、選択科目4単位以上、計10単位以上を修得すること。

(6) 履修証明書交付要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 3年次以上の学生であること。
 - 二 コア科目を6単位以上修得済み、または履修中であること。
 - 三 選択科目を4単位以上修得済み、または履修中であること。

(7) 構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和7年度以降入学生用)

科目区分			授業科目名	単位数	選択
専門教育科目	基礎工 科共 通	コア 科目	フレッシュマンセミナーⅠ	2	6
			フレッシュマンセミナーⅡ	2	
	装理 教工 育社 科会 目実		社会実装セミナーⅠ	2	
			理工グローバルコミュニケーション	2	
	専門人 材教 育科 目	選択 科目	地層学	2	4
			火成岩岩石学	2	
			自然災害・防災学	2	
			現代建築論	2	
			建築構造基礎	2	
			住環境基礎	2	
			基礎有機化学	2	
			基礎無機化学	2	
			総合理工学とSDGs	2	
合 計				10	

総合理工学部教育・学生委員会規程

(令和7年島大総合理工学部規則第3号)

(令和7年3月26日 制 定)

(設置)

第1条 島根大学総合理工学部に、総合理工学部教育・学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学部長（教育担当）
 - 二 副学部長（学生支援担当）
 - 三 学部長が指名する者 若干名
- 2 教育・学生委員長は、総合理工学部副学部長（教育担当）、副学部長（学生支援担当）の中から、学部長が指名する。
- 3 教育・学生委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、4年を超えて在任することはできない。
- 4 第1項第3号の委員の任期は、学部長の任期の終期を超えることができない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の教育に関すること。
- 二 その他学生支援に関すること。

(会議)

第4条 委員会は教育・学生委員長が招集し、議長は、教育・学生委員長をもって充てる。

- 2 教育・学生委員長に事故があるときは、あらかじめ教育・学生委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第5条 専門の事項を検討するため必要があるときは、委員会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会において定める。

(事務)

第6条 委員会の事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

松江キャンパス建物配置図

松江キャンパスマップ



標準履修モデル

【先端ものづくり分野】

- ・電子物理工学人材養成履修モデル
- ・半導体応用システム人材養成履修モデル
- ・機械電気人材養成履修モデル
- ・機能創成化学人材養成履修モデル

【数理データサイエンス・IT・デジタル分野】

- ・数理データサイエンス人材養成履修モデル
- ・数理機械学習データサイエンティスト人材養成履修モデル
- ・IT スペシャリスト人材養成履修モデル

【自然環境・住環境分野】

- ・グリーンシステム科学人材養成履修モデル
- ・地球資源環境・防災科学人材養成履修モデル
- ・環境保全科学人材養成履修モデル
- ・建築デザイン人材養成履修モデル
- ・防災配慮型建築人材養成履修モデル

【複数分野が融合した標準履修モデル】

（先端ものづくり分野＋数理データサイエンス・IT・デジタル分野）

- ・AI ロボティクス人材養成履修モデル

（数理データサイエンス・IT・デジタル分野＋自然環境・住環境分野）

- ・環境データサイエンティスト人材養成履修モデル

標準履修モデル

2年生進級時に専門分野を決定する際、「標準履修モデル」を選択することになります。

「標準履修モデル」は、各分野の目指すべき人材像を更に具体化したうえで、それを実現するためのガイドラインとして設定しているものです。

この「標準履修モデル」には定員は定められておらず、選択時にはできる限り学生の希望を尊重します。ただし、標準履修モデルに記載された実験・実習等の科目については、設備のキャパシティや安全上の配慮のため、科目ごとに履修人数制限を設けることがあります。「標準履修モデル」の選択の状況により、これらの科目の履修人数の超過が生じる場合には「標準履修モデル」の変更や、代替となる授業の履修をお願いすることがあります。

なお、上記のプロセスで調整が必要となった場合、原則として1年次の成績により優先順位を決定します。

また、この「標準履修モデル」は履修科目選択の際のガイドラインではありますが、卒業の要件ではありません。一人一人が指導教員とも相談しながら、別の分野を含め、自身の希望に沿った科目選択をすることが可能です。

「標準履修モデル」の具体的な科目等については、P108以降を確認してください。

〈標準履修モデル〉

【先端ものづくり分野】

・電子物理工学人材養成履修モデル

物理学を基礎として、固体物性、半導体工学、電子工学などを幅広く学ぶことで、様々な問題に対して論理的にアプローチする能力を有し、先端エレクトロニクス人材、アナリストなどを中心に幅広く活躍できる人材を養成。

・半導体応用システム人材養成履修モデル

半導体工学、固体物理学、応用電子工学、回路理論、制御工学、デジタル・アナログ電子回路を広く学ぶことで半導体設計やマイクロプロセッサ設計、特にMCU (Micro Controller Unit) 開発とそのシステム応用を担える人材を養成。

・機械電気人材養成履修モデル

機械工学、電気電子工学を中心にロボット工学、電磁波・光工学などを幅広く学ぶことで、先端的なものづくり分野で幅広く活躍できる高度ものづくり人材を養成。

・機能創成化学人材養成履修モデル

蓄電池、太陽電池、発光素子 (EL)、CO₂還元触媒、医薬品など高度な機能を持った物質を、化学を基盤に作り出す力を持つ人材を養成。

【数理データサイエンス・IT・デジタル分野】

・数理データサイエンス人材養成履修モデル

数学の基礎をしっかりと学ぶことで論理的思考を養い、その応用としてデータサイエンスの知識・技能を修得することで、高度なデータ解析能力を身につけたデータアナリストなどを養成。

・数理機械学習データサイエンティスト人材養成履修モデル

微分幾何，位相幾何，代数学などの現代数学を学ぶことにより，既存のデータサイエンス技術に捕われない機械学習等において新しい技術を生み出す素地を持ったアナリスト，人工知能開発者を養成。

・ITスペシャリスト人材養成履修モデル

コンピュータのソフトウェア及びハードウェア，情報理論，計算機科学，人工知能に関する知識を有し，それらを社会情報システムや知能システムに応用できる能力を有する人材を養成。

【自然環境・住環境分野】

・グリーンシステム科学人材養成履修モデル

脱炭素（脱石油・石炭），環境材料，水素発生などグリーンエネルギー，再生可能資源利用など環境に配慮した持続可能なプロセスを構築できる人材を養成。

・地球資源環境・防災科学人材養成履修モデル

地球の仕組みを知り，グローバルな環境変化の把握，自然災害への備えと復興，社会インフラ整備，天然資源の探査などの知識や技能を備え，将来，技術士として活躍できる人材を養成。

・環境保全科学人材養成履修モデル

資源環境や防災に対する理解があり，資源の保全・活用を中心とした知識を持つ持続可能な開発技術を身につけたグリーン人材を養成。

・建築デザイン人材養成履修モデル

建築デザインに関係する科目をバランスよく学び，将来の建築士としての専門的知識を早期に高いレベルで養成。

・防災配慮型建築人材養成履修モデル

建築に加えて地盤・防災に関係する科目を学び，将来，主に構造設計に携わる建築士もしくは技術士としての専門的知識を持つ人材を養成。

【複数分野が融合した標準履修モデル】

(先端ものづくり分野＋数理データサイエンス・IT・デジタル分野)

・AIロボティクス人材養成履修モデル

機械工学，制御工学，ロボット工学など機械・電気電子関係の知識に加え，AI関連分野を合わせて学ぶことにより，知的で高度なメカトロニクス分野で活躍できる人材を養成。

(数理データサイエンス・IT・デジタル分野＋自然環境・住環境分野)

・環境データサイエンティスト人材養成履修モデル

グリーンケミストリーを理解し，画像解析やIoTなどに関する基礎知識を持った上でデータ解析を駆使して環境改善などに役立てることができる人材を養成。

先端ものづくり分野（電子物理工学人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 創造理工学Ⅰ [2] 創造理工学Ⅱ [2] 物質工学Ⅰ [2] 半導体工学基礎[2] 半導体工学Ⅰ [2] 電子工学概論[2] 物理学序論[2] 力学Ⅰ [2] 力学セミナー [2] 基礎電磁気学[2] 電磁気学Ⅰ [2] 物理数学基礎[2] 物理数学Ⅰ [2] 物理数学セミナー [2] 物理学実験Ⅰ [4] (60名) 量子力学Ⅰ [2] 量子力学セミナー [2]	電磁気学セミナー [2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		力学Ⅱ [2] 力学Ⅲ [2] 熱統計力学Ⅰ [2]	物質工学Ⅱ [2] 応用電子工学 [2] 電磁気学Ⅱ [2] 電磁気学Ⅲ [2] 物理数学Ⅱ [2] 物質工学Ⅲ [2] 半導体工学Ⅱ [2] 半導体工学Ⅲ [2] 熱統計力学Ⅱ [2] 固体物理学Ⅰ [2] 固体物理学Ⅱ [2] 量子力学Ⅱ [2] 物理学実験Ⅱ [4] (20名) 半導体工学実験 [2] (20名)	

先端ものづくり分野（半導体応用システム人材育成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 創造理工学Ⅰ[2] 創造理工学Ⅱ[2] 半導体工学基礎[2] 半導体工学Ⅰ [2] 電子工学概論[2] 力学Ⅰ [2] 基礎電磁気学[2] 電磁気学Ⅰ [2] 物理数学基礎[2] 物理数学Ⅰ [2] 量子力学Ⅰ [2] 回路理論Ⅰ[2] 計測工学[2] 機械電気電子基礎演習[2] シミュレーション工学[2] * 物理学実験Ⅰ [4](60名) (*はどれか4単位を履修) * 機械電気電子工学実験Ⅰ[2] (72名)	制御工学Ⅰ[2] 信号処理[2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		力学Ⅱ [2] 回路理論Ⅲ[2] * 機械電気電子工学実験Ⅱ[2] (72名)	応用電子工学[2] 電磁気学Ⅱ [2] 半導体工学Ⅱ [2] 半導体工学Ⅲ [2] 固体物理学Ⅰ [2] アナログ電子回路[2] 通信工学[2] 電磁波工学[2] 電気エネルギー変換工学[2] デジタル電子回路[2] 光工学[2] 制御工学Ⅲ[2] 半導体工学実験 [2] (20名)	

先端ものづくり分野（機械電気人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 創造理工学Ⅰ[2] 創造理工学Ⅱ[2] 流体力学Ⅰ[2] 材料力学Ⅰ[2] 振動工学Ⅰ[2] 制御工学Ⅰ[2] 工業熱力学[2] 機械製図[2] 回路理論Ⅰ[2] 計測工学[2] 信号処理[2] エンジニアリング入門[2] 工学のための力学基礎[2] 工学のための電気数学[2] 工学のための電磁気学[2] 機械電気電子基礎演習[2] (80名) シミュレーション工学[2] 機械電気電子工学実験Ⅰ[2] (72名)		
専門人材教育科目 (発展科目)		制御工学Ⅱ[2] 回路理論Ⅱ[2] 機械電気電子工学実験Ⅱ[2] (72名)	機械要素[2] 機械設計[2] (72名) 流体力学Ⅱ[2] 材料力学Ⅱ[2] 振動工学Ⅱ[2] ロボット工学[2] アナログ電子回路[2] 通信工学[2] 電磁波工学[2] 電気エネルギー変換工学[2] デジタル電子回路[2] 光工学[2]	

先端ものづくり分野（機能創成化学人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 創造理工学Ⅰ [2] 創造理工学Ⅱ [2] 基礎物理学化学[2]* 基礎無機化学[2]* 基礎有機化学[2]* 基礎環境分析化学[2]* 化学実験Ⅰ [2]*(85名程度) 物理化学Ⅰ [2]* 錯体化学[2]* 有機化学Ⅰ [2]* 環境分析化学[2]* 化学実験Ⅱ [2]*(85名程度) 電子工学概論[2] 回路理論Ⅰ [2] 半導体工学基礎[2]	物理化学Ⅱ [2] 無機化学Ⅰ [2] 有機化学Ⅱ [2] 高分子化学[2] 化学実験Ⅲ [2](環境化学実験Ⅰと合わせて85名程度)	
専門人材教育科目 (発展科目)		回路理論Ⅱ [2]	触媒化学[2] 無機工業化学[2] 有機工業化学[2] 有機機能材料[2] 環境機器分析[2]* 量子化学[2] 物理化学演習[2] 生物無機化学[2] 無機化学Ⅱ [2] 無機機能材料[2] 応用有機化学[2] 有機化学演習[2] 機器分析化学[2] 応用化学実験[2](環境化学実験Ⅱと合わせて85名程度) 電気エネルギー変換工学[2] 応用電子工学[2]	

*：先端ものづくり分野と自然環境・住環境分野の共通開講科目

数理データサイエンス・IT・デジタル分野（数理データサイエンス人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探究型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] アルゴリズム基礎 [2] 数値計算法 [2] 数理科学基礎セミナー[2] 数学要論Ⅰ [2] 数学要論Ⅱ [2] 線形代数学Ⅰ [2] 線形代数学Ⅱ [2] 基礎解析学Ⅰ [2] 基礎解析学Ⅱ [2]	解析学Ⅰ [2] 位相数学Ⅰ [2] 代数学Ⅰ [2] 幾何学Ⅰ [2] 複素解析学Ⅰ [2] 数理統計学Ⅰ [2] モデリングの数理Ⅰ [2] オペレーションズ・リサーチⅠ [2] 離散数学[2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		基幹数理概論[2] 展開数理概論[2] 数学要論演習セミナーⅠ [2] 線形代数学演習セミナーⅠ [2] 基礎解析学演習セミナーⅠ [2] 線形代数学演習セミナーⅡ[2] 基礎解析学演習セミナーⅢ[2]	数理科学発展セミナー[2] 解析学Ⅱ [2] 位相数学Ⅱ [2] 代数学Ⅱ [2] 幾何学Ⅱ [2] 複素解析学Ⅱ [2] 数理統計学Ⅱ [2] モデリングの数理Ⅱ [2] オペレーションズ・リサーチⅡ [2]	

数理データサイエンス・IT・デジタル分野（数理機械学習データサイエンティスト人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 数値計算法 [2] アルゴリズム基礎 [2] 数学要論Ⅰ [2] 線形代数学Ⅰ [2] ITスペシャリストのための離散数学 [2] ITスペシャリストのための確率統計 [2] データベース [2] ソフトウェア工学 [2] 情報と職業 [2] 情報と社会・倫理 [2]	位相数学Ⅰ [2] 代数学Ⅰ [2] 幾何学Ⅰ [2] 実践プログラミング [2] (48名) 機械学習 [2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		基幹数理概論 [2] 展開数理概論 [2] システム創成プロジェクトⅠ [6] (60名) 情報技術特論 [4] アドバンスド・インフォマティクス・セミナーⅠ [4] (80名)	システム創成プロジェクトⅡ [6] (60名) データサイエンス特論 [2] アドバンスド・インフォマティクス・セミナーⅡ [4] (80名)	

数理データサイエンス・IT・デジタル分野（ITスペシャリスト人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] アルゴリズム基礎 [2] 数値計算法 [2] ITスペシャリストのための離散数学 [2] ITスペシャリストのための確率統計 [2] データベース [2] ソフトウェア工学 [2] 情報と職業 [2] 情報と社会・倫理 [2]	実践プログラミング [2] (48名) コンピュータセキュリティ [2] コンピュータネットワーク [2] ヒューマン・コンピュータ・インタラクション [2] マルチメディア工学 [2] 計算機アーキテクチャ [2] 機械学習 [2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		基幹数理概論 [2] 展開数理概論 [2] システム創成プロジェクトⅠ [6] (60名) 情報技術特論 [4] アドバンスド・インフォマティクス・セミナーⅠ [4] (80名)	システム創成プロジェクトⅡ [6] (60名) データサイエンス特論 [2] アドバンスド・インフォマティクス・セミナーⅡ [4] (80名)	

自然環境・住環境分野（グリーンシステム科学人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 自然環境・住環境Ⅰ [2] 自然環境・住環境Ⅱ [2] 基礎物理学[2]* 基礎無機化学[2]* 基礎有機化学[2]* 基礎環境分析化学[2]* 化学実験Ⅰ [2]*(85名程度) 環境科学英語[2] 物理化学Ⅰ [2]* 錯体化学[2]* 有機化学Ⅰ [2]* 環境分析化学[2]* 化学実験Ⅱ [2]*(85名程度)	環境物理化学[2] 環境無機化学Ⅰ [2] 環境有機化学[2] 環境化学実験Ⅰ [2](化学実験Ⅲと合わせて85名程度)	
専門人材教育科目 (発展科目)			機器分析化学[2]* 界面科学[2] 繊維材料工学[2] 環境調和工学[2] 環境機器分析[2]* 環境無機化学Ⅱ [2] 社会環境材料科学[2] 環境共生有機材料[2] 環境と木材[2] バイオマス変換工学[2] 環境材料工学[2] 環境セラミックス[2] 環境エネルギー科学[2] 環境化学実験Ⅱ [2](応用化学実験と合わせて85名程度)	

*：先端ものづくり分野と自然環境・住環境分野の共通開講科目

自然環境・住環境分野（地球資源環境・防災科学人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 自然環境・住環境Ⅰ [2] 自然環境・住環境Ⅱ [2] 地層学[2] 堆積学[1] 地球史学[2] 火成岩岩石学[2] 変成地質学[2] 古生物学[2] 構造地質学[2] 土質力学Ⅰ [1] 自然災害・防災学[2] グローバルテクニクス[2] 地球科学基礎演習[2] (50名) 岩石学実習[2] (50名) 地質図学演習[2] (60名) 地層学演習[1] (50名) 地学実験[2] (教職免許取得用 実験) (50名)	鉱物科学[2] 地球資源学[2] 水文地質学Ⅰ [1] 地球科学フィールド基礎演習[1] (50名) Earth, a planetary perspective[2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		土質力学Ⅱ [1] Volcanology[2] 地球情報解析学[1] (60名程度) ジオエクスカーションⅠ [2] (隔年実施) (30名) ジオエクスカーションⅡ [2] (隔年実施) (20名)	地球化学[2] 水文地質学Ⅱ [1] 古生物学実習[1] (30名) 地質災害工学実験[1] (30名) 地質学と社会[1] (50名) 地球資源学演習[1] (30名) 自然災害科学演習[1] (50名) 野外地質調査実践演習[4] (50名) 環境地質学実験[1] (30名) 地球科学外国語文献講読[2] 地球科学セミナー[2]	

自然環境・住環境分野（環境保全科学人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 自然環境・住環境Ⅰ [2]、自然環境・住環境Ⅱ [2] 基礎物理学 [2]* 基礎無機化学 [2]* 基礎有機化学 [2]* 基礎環境分析化学 [2]* 化学実験Ⅰ [2]*(85名程度) 環境科学英語 [2] 物理学Ⅰ [2]* 錯体化学 [2]* 有機化学Ⅰ [2]* 環境分析化学 [2]* 化学実験Ⅱ [2]*(85名程度) 地層学 [2] 堆積学[1] 地球史学 [2] 火成岩岩石学 [2] 変成地質学 [2] 土質力学Ⅰ [1] 自然災害・防災学 [2] 地球科学基礎演習[2] (50名) 岩石学実習[2] (50名) 地質図学演習[2] (60名)	環境物理化学 [2] 環境無機化学Ⅰ [2] 環境有機化学 [2] 環境化学実験Ⅰ [2](化学実験Ⅲと合わせて85名程度) 鉱物科学 [2] 地球資源学 [2] 地球科学フィールド基礎演習[1] (50名)	
専門人材教育科目 (発展科目)		土質力学Ⅱ [1]	環境調和工学[2] 環境機器分析[2]* 環境化学実験Ⅱ [2] (応用化学実験と合わせて85名程度) 地質学と社会[1] (50名) 野外地質調査実践演習[4] (50名) 地球科学外国語文献講読[2] 地球科学セミナー[2]	

*：先端ものづくり分野と自然環境・住環境分野の共通開講科目

自然環境・住環境分野（建築デザイン人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 自然環境・住環境Ⅰ [2] 自然環境・住環境Ⅱ [2] 建築デザイン概論[2] 住環境基礎[2] しまね建築学[2] 日本建築史[2] 建築設計製図Ⅰ [2](建築士必須)(60名) デザインCAD[2](建築士必須)(60名) 現代建築論[2](建築士必須) 建築計画学[2](建築士必須) 住環境工学Ⅰ [2](建築士必須) 建築構造基礎[2](建築士必須) 建築構造力学Ⅰ [2](建築士必須)	西洋建築史[2] 都市計画論[2](建築士必須) 建築設備学Ⅰ [2] 建築構造計画学[2] 建築材料科学[2](建築士必須) 木造建築と木材[2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		住環境工学Ⅱ [2] 建築環境実験・フィールドワーク [2] (60名) 建築構造力学Ⅱ [2] 建築構造実験・フィールドワーク [2] (60名)	風土と住まい[2] 景観論[2] 建築設計製図Ⅱ [2](建築士必須)(60名) 建築設計製図Ⅲ [2] (60名) 建築・都市空間論[2] 建築設備学Ⅱ [2] 構造・耐震設計学[2] 建築施工学[2](建築士必須) 建築法規[2](建築士必須)	

自然環境・住環境分野（防災配慮型建築人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 教育科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 自然環境・住環境Ⅰ [2] 自然環境・住環境Ⅱ [2] 建築デザイン概論[2] 建築設計製図Ⅰ [2](建築士必須)(60名) デザインCAD[2](建築士必須)(60名) 現代建築論[2](建築士必須) 建築計画学[2](建築士必須) 住環境工学Ⅰ [2](建築士必須) 建築構造基礎[2](建築士必須) 建築構造力学Ⅰ [2](建築士必須) 地層学[2] 堆積学[1] 地球史学[2] 火成岩岩石学[2] 変成地質学[2] 土質力学Ⅰ [1] 自然災害・防災学[2] 地球科学基礎演習[2] (50名) 岩石学実習[2] (50名) 地質図学演習[2] (60名) 地層学演習[1] (50名)	都市計画論[2](建築士必須) 建築構造計画学[2] 建築材料学[2](建築士必須) 木造建築と木材[2] 鉱物科学[2] 地球資源学[2] 地球科学フィールド基礎演習[1] (50名)	
専門人材教育科目 (発展科目)		建築構造力学Ⅱ [2] 建築構造実験・フィールドワーク[2] (60名) 土質力学Ⅱ [1]	建築設計製図Ⅱ [2](建築士必須)(60名) 建築設計製図Ⅲ [2] (60名) 構造・耐震設計学[2] 建築施工学[2](建築士必須) 建築法規[2](建築士必須) 地質学と社会[1] (50名) 野外地質調査実践演習[4] (50名) 地球科学外国語文献講読[2] 地球科学セミナー[2]	

先端ものづくり分野+数理データサイエンス・IT・デジタル分野（AIロボティクス人材養成履修モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 基礎科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探求型長期 インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 創造理工学Ⅰ[2] 創造理工学Ⅱ[2] ITスペシャリストのための離散数学 [2] 振動工学Ⅰ[2] 制御工学Ⅰ[2] 機械製図[2] 回路理論Ⅰ[2] 工学のための力学基礎[2] 工学のための電気数学[2] 工学のための電磁気学[2] 機械電気電子基礎演習[2] (80名) 機械電気電子工学実験Ⅰ[2] (72名)	実践プログラミング [2] (48名) ソフトウェア工学 [2] コンピュータネットワーク [2] ヒューマン・コンピュータ・インタラクション [2] 計算機アーキテクチャ [2] 機械学習 [2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		システム創成プロジェクトⅠ [6] (60名) 制御工学Ⅱ[2] 回路理論Ⅱ[2] 機械電気電子工学実験Ⅱ[2] (72名)	システム創成プロジェクトⅡ [6] (50名) 機械要素[2] 機械設計[2] (72名) 振動工学Ⅱ[2] ロボット工学[2] アナログ電子回路[2] デジタル電子回路[2]	

数理データサイエンス・IT・デジタル分野+自然環境・住環境分野（環境データサイエンティスト人材養成モデル）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
	科目名	科目名	科目名	科目名
全学基礎教育科目	STEAM科目 ユニバーサル科目 等 32単位			
理工共通基礎科目	データサイエンスのための微積分Ⅰ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅰ [2] データサイエンスのための微積分Ⅱ [2] データサイエンスのための線形代数Ⅱ [2] 基礎プログラミング[2] 基礎物理学[2] 基礎化学[2] 基礎地学[2] 理工学英語[2] フレッシュマンセミナーⅠ [2] フレッシュマンセミナーⅡ [2]			
理工社会実装 基礎科目	社会実装セミナーⅠ [2]	社会実装セミナーⅡ [4]	社会実装セミナーⅢ [2]	社会実装セミナーⅣ(卒業研究、課題探究型 長期インターンシップ、海外留学)[8]
専門人材教育科目 (基礎科目)		理工グローバルコミュニケーション [2] 自然環境・住環境Ⅰ [2], 自然環境・住環境Ⅱ [2] アルゴリズム基礎 [2] 数値計算法 [2] 基礎物理化学 [2]* 基礎無機化学 [2]* 基礎有機化学 [2]* 基礎環境分析化学 [2]* 化学実験Ⅰ [2]*(85名) 環境分析化学 [2]* 化学実験Ⅱ [2]* 線形代数学Ⅰ [2] 基礎解析Ⅰ [2] ITスペシャリストのための確率統計 [2]	物理化学Ⅰ [2]* 錯体化学 [2]* 有機化学Ⅰ [2]* 環境物理化学 [2] 環境無機化学Ⅰ [2] 環境化学実験Ⅰ [2] (化学実験Ⅲと合わせて85名) 数理統計学Ⅰ [2] モデリングの数理Ⅰ [2] コンピュータネットワーク [2] マルチメディア工学 [2] 機械学習 [2]	
専門人材教育科目 (発展科目)		基幹数理概論 [2] 展開数理概論 [2] アドバンスド・インフォマティクス・セミナーⅠ [4] (80名)	環境化学実験Ⅱ [2](応用化学実験と合わせて85名) データサイエンス特論 [2] アドバンスド・インフォマティクス・セミナーⅡ [4] (80名)	

*：先端ものづくり分野と自然環境・住環境分野の共通開講科目